

第3次大網白里市男女共同参画計画 (素案)

～男女がともに認め合い、支え合い、
個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう～

令和8年 月

大 網 白 里 市

は じ め に

令和8年 月

大網白里市長 金 坂 昌 典

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 ○
- 2 計画の位置付け ○
- 3 計画の期間 ○
- 4 基本理念 ○
- 5 基本目標 ○

第2章 計画の内容

- 1 施策の体系 ○
- 2 施策の内容
 - 基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する環境づくり
 - (1) 男女共同参画への意識啓発 ○
 - (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 ○
 - (3) 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進 ○
 - 基本目標Ⅱ 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり
 - (1) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の支援 ○
 - 基本目標Ⅲ 男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり
 - (1) 男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進 ○
 - (2) 仕事と家事・育児・介護等の両立の推進 ○
 - 基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる地域づくり
 - (1) 地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備 ○
 - (2) 防災における男女共同参画の促進 ○
 - (3) 男女共同参画の視点に立った健康支援 ○
 - (4) 誰もが安心して暮らせる環境の整備 ○
 - 基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重
 - (1) DV（ドメスティック・バイオレンス）・虐待等の防止と被害者支援 . . . ○
 - (2) あらゆるハラスメントの防止 ○
 - (3) 多様性への理解と人権尊重 ○

第3章 計画の推進

- 1 推進体制の充実 ○
- 2 国・県等関係機関との連携 ○
- 3 指標一覧 ○

参考資料

大網白里市男女共同参画計画策定経過	○
大網白里市男女共同参画審議会条例	○
大網白里市男女共同参画審議会委員名簿	○
大網白里市男女共同参画計画検討委員会設置要綱	○
男女共同参画社会基本法	○
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	○
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	○
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	○
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	○

第1章

計画の基本的な考え方



1 計画策定の趣旨

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指してきました。

この法律に基づき、大網白里市では、平成28年3月に「大網白里市男女共同参画計画」（以下「第1次計画」という。）、令和3年3月には第1次計画を踏まえた「第2次大網白里市男女共同参画計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し様々な施策に取り組んできましたが、なお一層の取り組みが必要とされる状況にあります。そこで、これまでの取り組みの成果を検証しつつ、第2次計画までの基本理念を引き継ぎ、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次大網白里市男女共同参画計画（令和8年度～令和12年度）」を策定することにしました。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村計画であり、大網白里市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国及び千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し、大網白里市総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に促進していくための計画です。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画としても位置付けます。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍に関する施策についての市町村推進計画としても位置付けます（該当部分は、「基本目標Ⅲ（1）男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進」）。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの計画とします。

この計画は、今後の社会情勢の変化や本計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 基本理念

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念としており、この基本理念を前提としつつ、本計画では、「男女がともに認め合い、支え合い、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう」を基本理念とします。

5 基本目標

この計画では、次の5つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する環境づくり

基本目標Ⅱ 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり

基本目標Ⅲ 男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

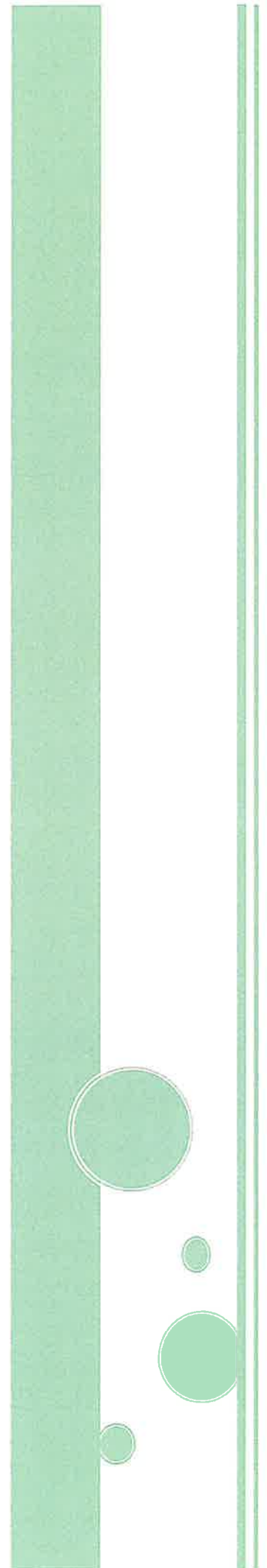
基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

※この計画で、「性別等」には男女の性別だけではなく、「性の多様性」も含みます。

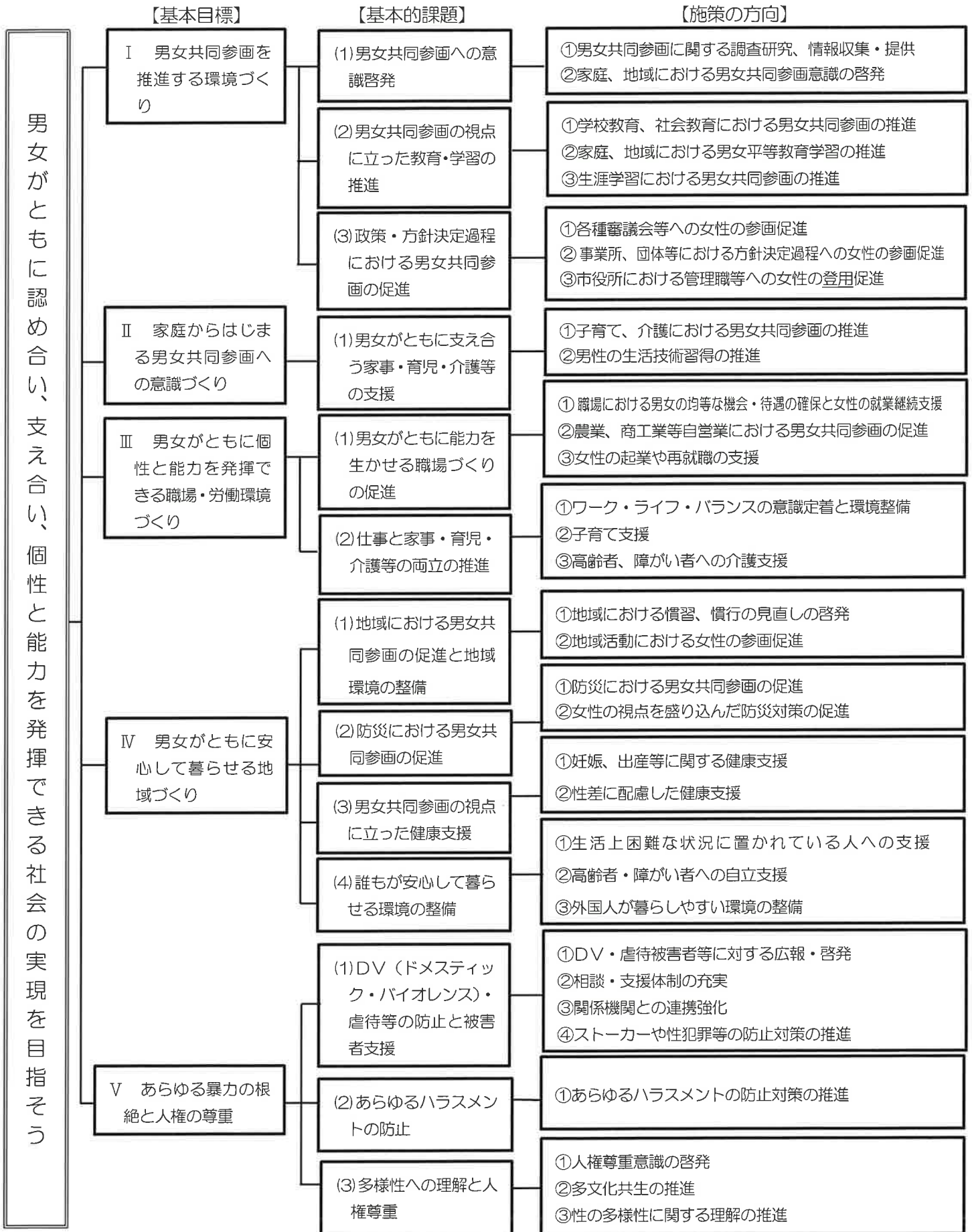
「性の多様性」とは、性には性的指向性（好きになる対象）や性自認（主観的性別）に代表される多様なあり方があるという意味です。

第2章

計画の内容



1 施策の体系



2 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する環境づくり

(1) 男女共同参画への意識啓発

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男性も女性も性別等や年齢にとらわれず、すべての人が人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。この理念が社会の様々な面に浸透することにより、誰もが自分らしくいきいきと暮らし、男女がともにあらゆる分野へ参画することができる社会の形成につながります。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度面での整備が進められてきましたが、未だ男女共同参画の考え方が社会一般に広く浸透しているとは言えません。

令和6年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)において、男女平等に関する意識について質問したところ、「政治」、「社会全体」、「社会通念・慣習」では「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた男性優遇意識が7割を超えており、令和元年度、平成27年度に実施した市民意識調査(以下「令和元年度調査」、「平成27年度調査」という。)とほぼ変わらない結果となっています。

一方で、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、令和元年度調査、平成27年度調査と比較すると、「そう思わない」とした割合が3分の2以上となり、性別による固定的な役割分担意識がこの5年で大きく薄れてきていることがうかがえます。アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)(※1)による固定的な役割分担意識は、女性の就労継続や職場復帰等の障害になるだけでなく、男性にとっても家庭の経済的負担が重くのしかかるなど負担を強いることになる場合もあると同時に、男性の家事・育児等の実施を困難にしています。

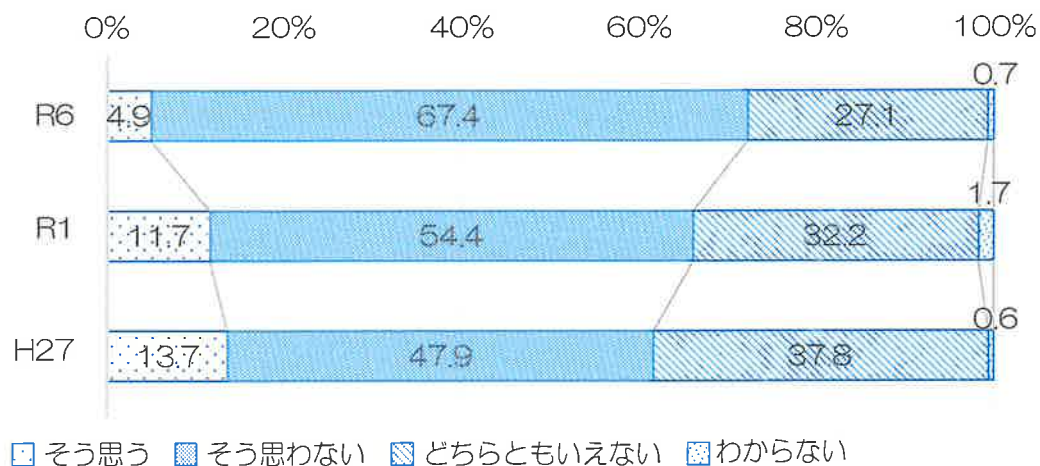
定期的に男女共同参画に関する情報を提供し、あらゆる世代の人々に対し、男女共同参画への理解を深めていくよう、意識啓発を図っていくことが必要です。

※1 アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み・偏見)

「家事・育児は女性がするもの」「男性は仕事をして家計を支えるもの」といった、自分自身では気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。

〔男女の役割分担についての意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方について）〕

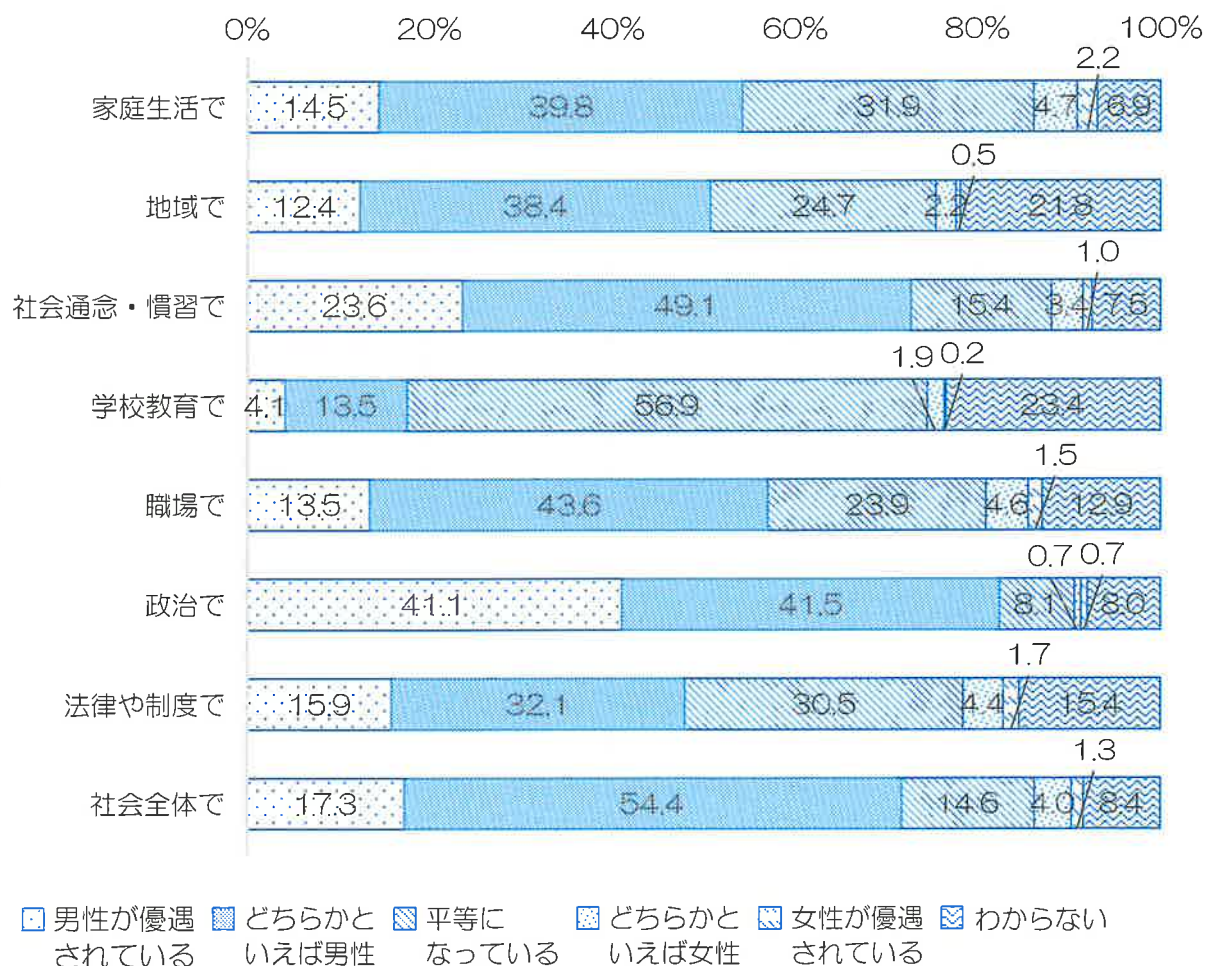
単位：％



資料：市民意識調査（比較）

〔男女の地位について（全体）〕

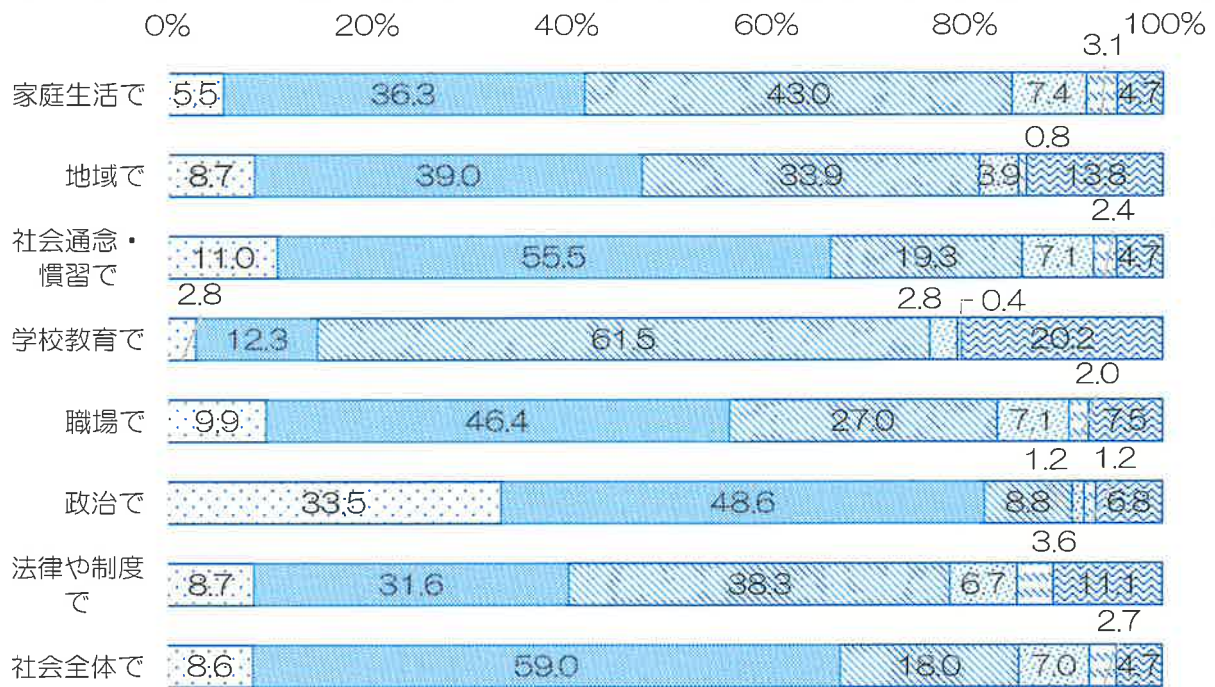
単位：％



資料：令和6年度市民意識調査

〔男女の地位について（男性）〕

単位：％

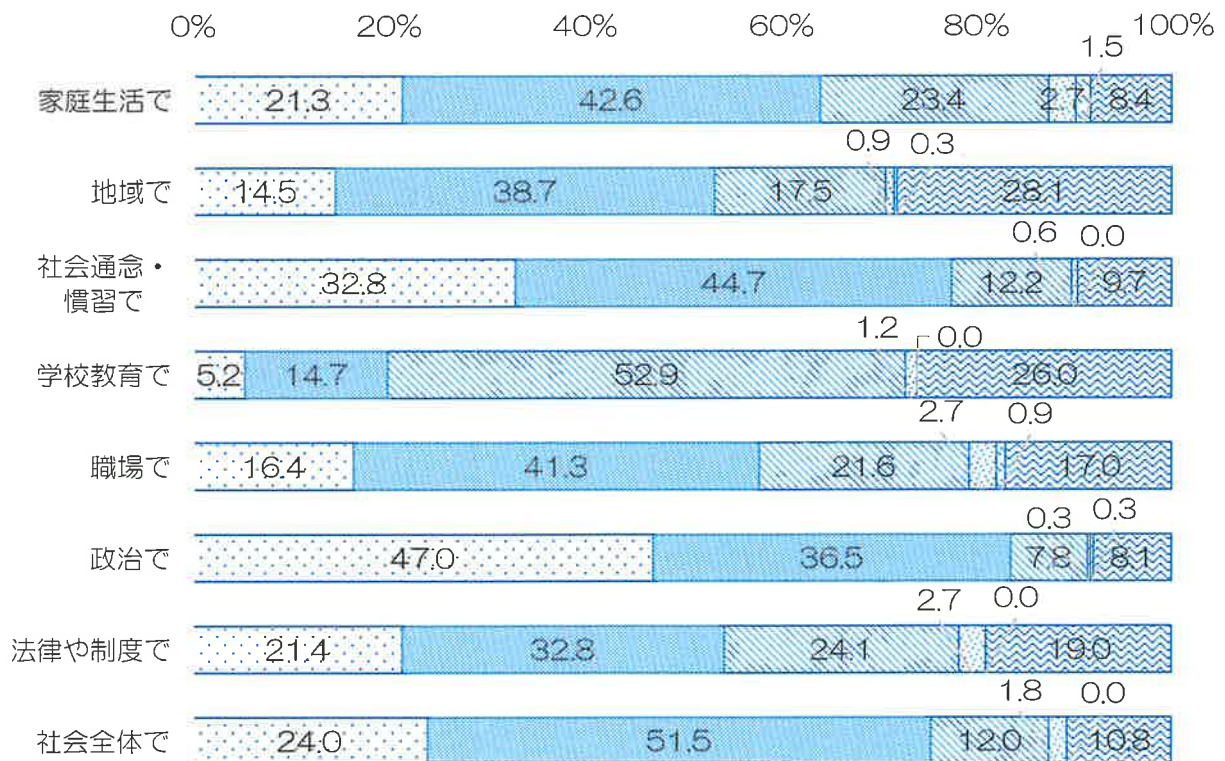


男性が優遇 されている
 どちらかと いえば男性 になっている
 平等に なっている
 どちらかと いえば女性 されている
 女性が優遇 されている
 わからない

資料：令和6年度市民意識調査

〔男女の地位について（女性）〕

単位：％



男性が優遇 されている
 どちらかと いえば男性 になっている
 平等に なっている
 どちらかと いえば女性 されている
 女性が優遇 されている
 わからない

資料：令和6年度市民意識調査

【施策の方向】

① 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供

事業番号	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に市民意識調査を実施します。	地域づくり課
2	男女共同参画に関する情報提供のため、ホームページの充実を図ります。	秘書広報課 地域づくり課
3	SNS等を活用して、男女共同参画に関する情報を提供します。	秘書広報課 地域づくり課
4	市内図書館において、男女共同参画に関する冊子等の閲覧及び貸し出しをします。	生涯学習課

② 家庭、地域における男女共同参画意識の啓発

事業番号	事業内容	担当課
5	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。	地域づくり課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
1	市民意識調査（男女平等に関する意識）において「平等になっている」と答える割合	増加（令和12年度までに1回）	地域づくり課
5	広報紙、ホームページ等を利用した男女共同参画についての啓発	年1回以上	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆男女とくることが必要な所と不要な所の意識づけが必要なのは。男たるもの、女たるものと長らく生活の中で多くが決められていたことを変えるのはやはり長い月日が必要になるので、まずは「男女」というくくりを取れるところから取るのがいいのではないのでしょうか。

【50歳代女性】

- ◆女性でも男性でも能力がなければ出来ないことは出来ないし、各々が向上心もないのに周りや社会が平等でなければいけないといって責任を押し付けるのもおかしい話ではないのでしょうか。男だとか女だとか関係なく一人の人間として扱えばいいと思います。【30歳代男性】

（２）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

男女平等意識は、幼少期からの家庭、学校、地域などで行われる教育や学習と深い関わりを持っています。

市民意識調査で、社会全体、政治、学校教育などあらゆる分野における男女の平等意識について質問したところ、学校教育における平等意識が、他の分野に比べると最も高くなっています。しかし、その他の分野での平等意識は４割未満となっていることから、男女共同参画についてより一層の理解を深めるためには、家庭、学校、地域などあらゆる分野において、相互の連携を図り、男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実を図ることが必要です。

学校教育においては、各教科等の指導のみならず、日常生活や行事等の学校教育活動全体をとおして、性別等にとらわれることなく、個性を尊重した教育を行うとともに、無意識に性別による差別をすることがないように、教職員の男女共同参画に関する意識をさらに啓発する必要があります。

社会教育においては、男女が対等な社会の構成員であることを認識し、男女共同参画や性の多様性の意識を高める学習機会の提供を行うことが必要です。また、家庭、地域生活においても、男女共同参画や性の多様性への理解の浸透を推進するよう意識啓発に努めることが必要です。

【施策の方向】

① 学校教育、社会教育における男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	担当課
6	性別等にとらわれることなく、個性を重視した男女平等教育・人権教育を推進します。	管理課
7	固定的な男女別の職業観にとらわれない、進路選択ができるよう、本人の適性・希望を踏まえ、適切な進路指導を推進します。	管理課
8	男女共同参画の視点に立ち、学校運営や慣習についての取組みを推進します。	管理課

② 家庭、地域における男女平等教育学習の推進

事業番号	事業内容	担当課
9	子どもが性別等にとらわれず、個性を伸ばすことができるよう、家庭教育の機会の提供を図ります。	生涯学習課
10	男女共同参画に関する出前講座を実施します。	地域づくり課

③ 生涯学習における男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	担当課
11	男女共同参画や性の多様性、ワーク・ライフ・バランス等をテーマにした講座・講演会を開催し、意識の啓発を図ります。	地域づくり課 生涯学習課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
6	教職員研修（希望研修）への参加	年1回以上	管理課
7	職場体験学習の実施	年1回以上	管理課
9	家庭教育だよりの作成・配付	年5回以上	生涯学習課
11	市民を対象にした男女共同参画に関する講座・講演会の実施	年1回以上	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆男の人でも女の人もお互いを尊重し合うことが大切であると思います。ひとりの人として大切に生かされていることへの感謝がもてるような社会になってほしいです。子供たちもお互いを尊重し理解しあえるような教育や過程が必要です。社会の仕組みも変えていく時期だと思います。【60歳代女性】
- ◆義務教育からの社会教育、高等教育での意識改革を時間がかかっても確実に実施し、社会全体の意識を変えていくしかないと考えます。【60歳代男性】
- ◆固定観念がしみついた大人になってからでは遅いです。とにかく学校教育レベル、この時期から変えていかなければ雨後のタケノコのように次から次へと変わらない考えの市民がうまれてくるので、元から変えなければならないと思います。【50歳代男性】

（３）政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、男女がともに対等な立場で、政治・経済・家庭・地域などのあらゆる分野への意思決定過程の場に参画することが重要です。市民意識調査では、女性が指導的立場に立つことについて、「よいと思う」と答えた割合が約７割となっているものの、意思決定過程の場への女性の参画はなかなか進んでいないのが現状です。

特に、政治分野への女性の参画は、諸外国に比べて、とても低い割合となっており、本市における市議会における女性割合も、平成２６年度までは、全国や千葉県内の市議会の平均値よりも高い状態でしたが、平成２７年度に行われた市議会議員選挙後からは、千葉県内の市議会の平均値よりも低くなっています。

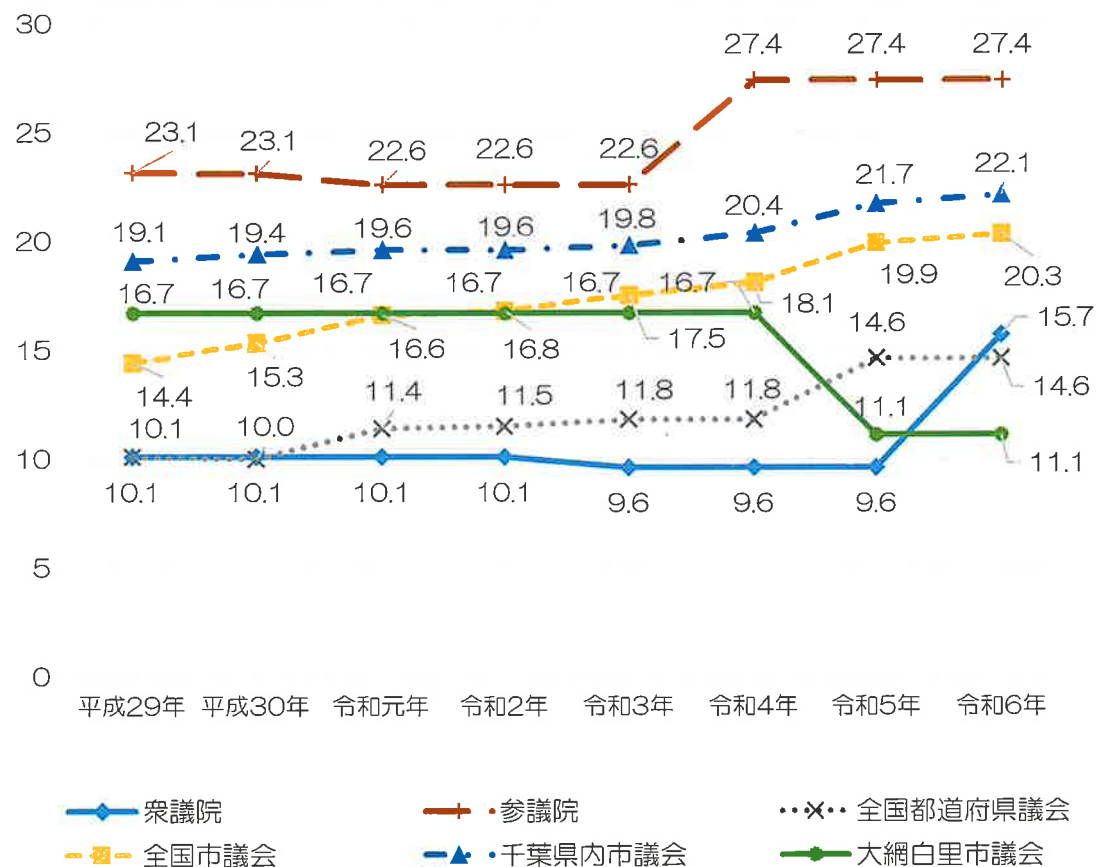
また、市議会と並び市の重要な政策等について審議する審議会等における女性委員の占める割合も、年々上昇しているものの２割台にとどまっており、県内市町村の平均を下回る状況となっています。

男女問わず、誰にとっても暮らしやすい社会の実現のために、女性の意見等が十分に市の施策等に反映できるよう、市議会や各種審議会等をはじめとした政策・方針決定過程における女性の参画を積極的に促進することが必要です。



〔政治分野における女性議員の割合の推移〕

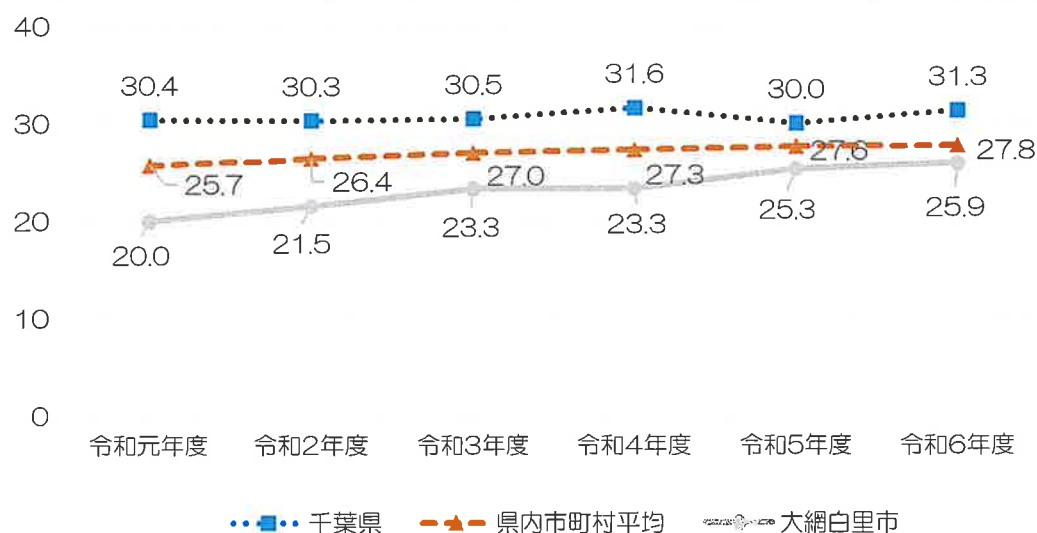
単位：％



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」等

〔審議会等における女性委員割合の推移〕

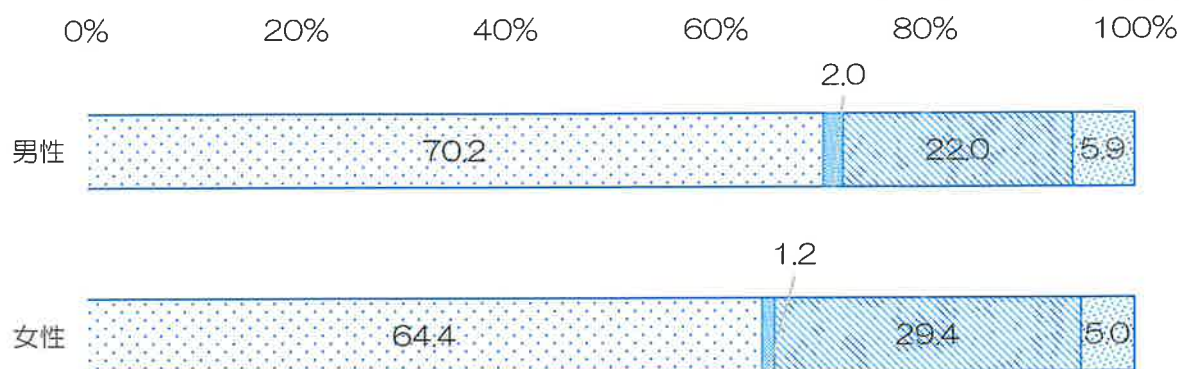
単位：％



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

[指導的地位に占める女性の割合が増えることについて]

単位：％

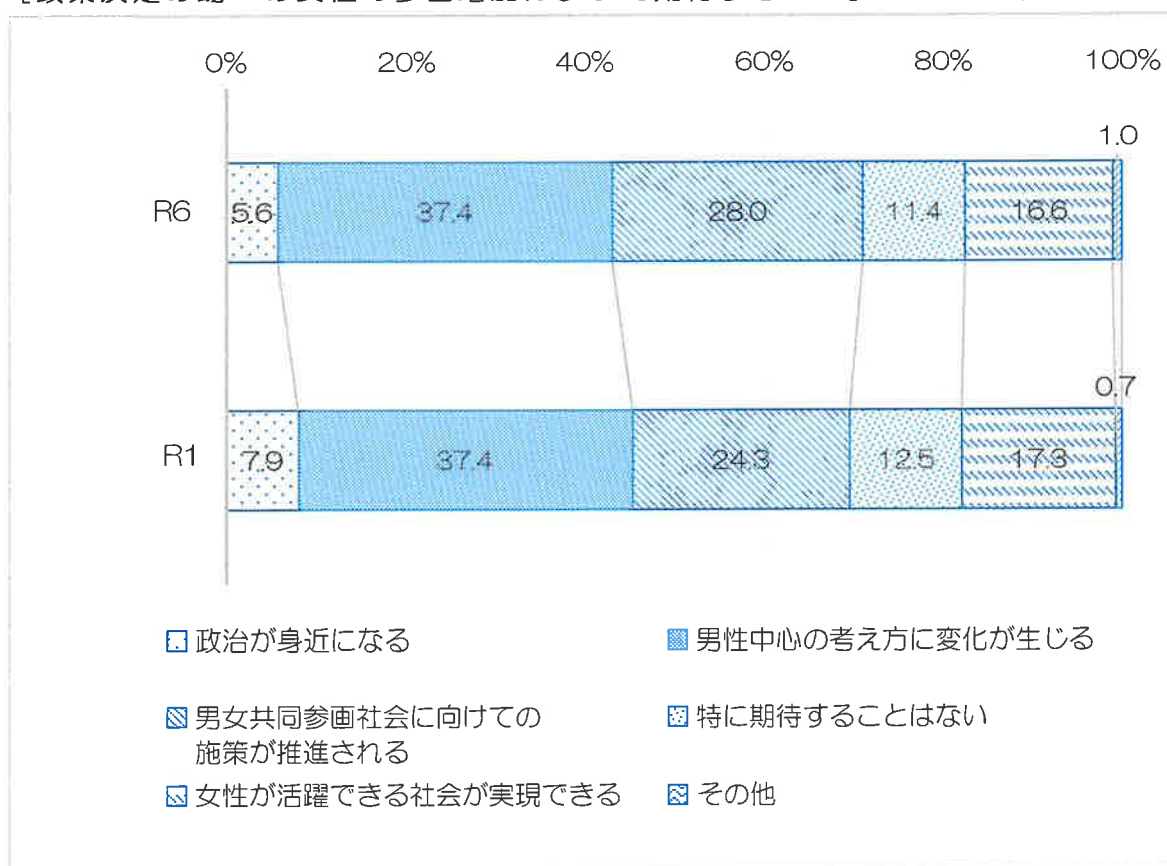


□ よいと思う ■ よいと思わない ▨ どちらともいえない ░ わからない

資料：令和6年度市民意識調査

[政策決定の場への女性の参画増加によって期待すること]

単位：％



資料：市民意識調査（比較）

【施策の方向】

① 各種審議会等への女性の参画促進

事業番号	事業内容	担当課
12	女性の意見や視点を市政により一層反映させるため、各種審議会・委員会等への女性の積極的登用に努めます。	関係各課

② 事業所、団体等における方針決定過程への女性の参画促進

事業番号	事業内容	担当課
13	広報紙、ホームページ等を利用し、事業所・団体における女性の参画拡大についての周知・啓発を図ります。	商工観光課 地域づくり課
14	「男女雇用機会均等月間」に合わせ、商工会等の関係機関を通して、男女雇用機会均等にかかる法制度の周知を図るとともに、事業所・団体が進めるポジティブ・アクション（積極的改善措置）（※2）について、啓発を図ります。	商工観光課 地域づくり課

③ 市役所における管理職等への女性の登用促進

事業番号	事業内容	担当課
15	職員の意欲、能力等を考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく職域拡大を図るとともに女性の登用を進めます。	総務課
16	女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大を図ります。	総務課

※2 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
12	審議会等における女性委員の割合	40%	関係各課
15	課長相当職に占める女性の割合 (市職員)	10%	総務課
	副課長相当職に占める女性の割合 (市職員)	30%	総務課
	班長相当職に占める女性の割合 (市職員)	40%	総務課
16	女性職員の能力開発のための研修 への参加人数	延べ年間5 人以上	総務課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆日本語として存在するので仕方ないとは思いますが、そもそも男女という単語自体に優劣を感じます。例えば市長が女性になれば解決するということでもなく、古い考え方に捕われないような人物が上に立てば、自ずと平等な社会になるのだと思います。【30 歳代女性】
- ◆男女と言っても対立するものではありませんが、リーダーや役割については、男女ともに相手を思いやり、助け合う土壌が必要になると思います。まずは、そういう土壌を、学校教育としてではなく地方公共団体として検討、実践していくべきだと思います。【70 歳以上男性】
- ◆組織の男女の構成比を出来るだけ同じくすること、まずはここから始めることが一番だと思います。男性と女性と考え方が違うのは当たり前、だからこそ理解し協力することで、より良いアイデアが生まれてくるのでしょう。【60 歳代女性】



基本目標Ⅱ 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり

(1) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の支援

【現状と課題】

核家族化や共働き世帯の増加に伴い、家庭においては、大人も子どもも誰もが家族の一員であることを自覚し、家族がともに協力して家事・育児・介護等を分担して行っていく必要があります。令和6年度に実施した市民意識調査では、家庭における役割分担の設問について、令和元年調査と比較してほぼ全ての項目で「家族で分担」とした割合が増加しており、時代とともに家事を家族で分担するというライフスタイルに変化してきていることがうかがえます。しかしながら、最新の調査においても、「食事の支度」、「洗濯」など家庭における役割の大半を女性が担っている状況に変化はありません。

このことから、女性が中心的な役割を担ってきた家事・育児・介護等を男性も積極的に行えるよう促し、男女が協力しながら家事・子育て・介護等を担えるよう、学習・交流等の機会を提供することが必要となっています。

【施策の方向】

① 子育て、介護における男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	担当課
17	マタニティ教室へ男女での参加を促すなど、出生前から男女が協力して育児ができるよう支援します。	健康増進課
18	介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、出前講座を開催します。	高齢者支援課
19	市男性職員が家事・子育て・介護等に参加しやすいよう、休暇制度の周知・活用を図ります。	総務課

② 男性の生活技術習得の推進

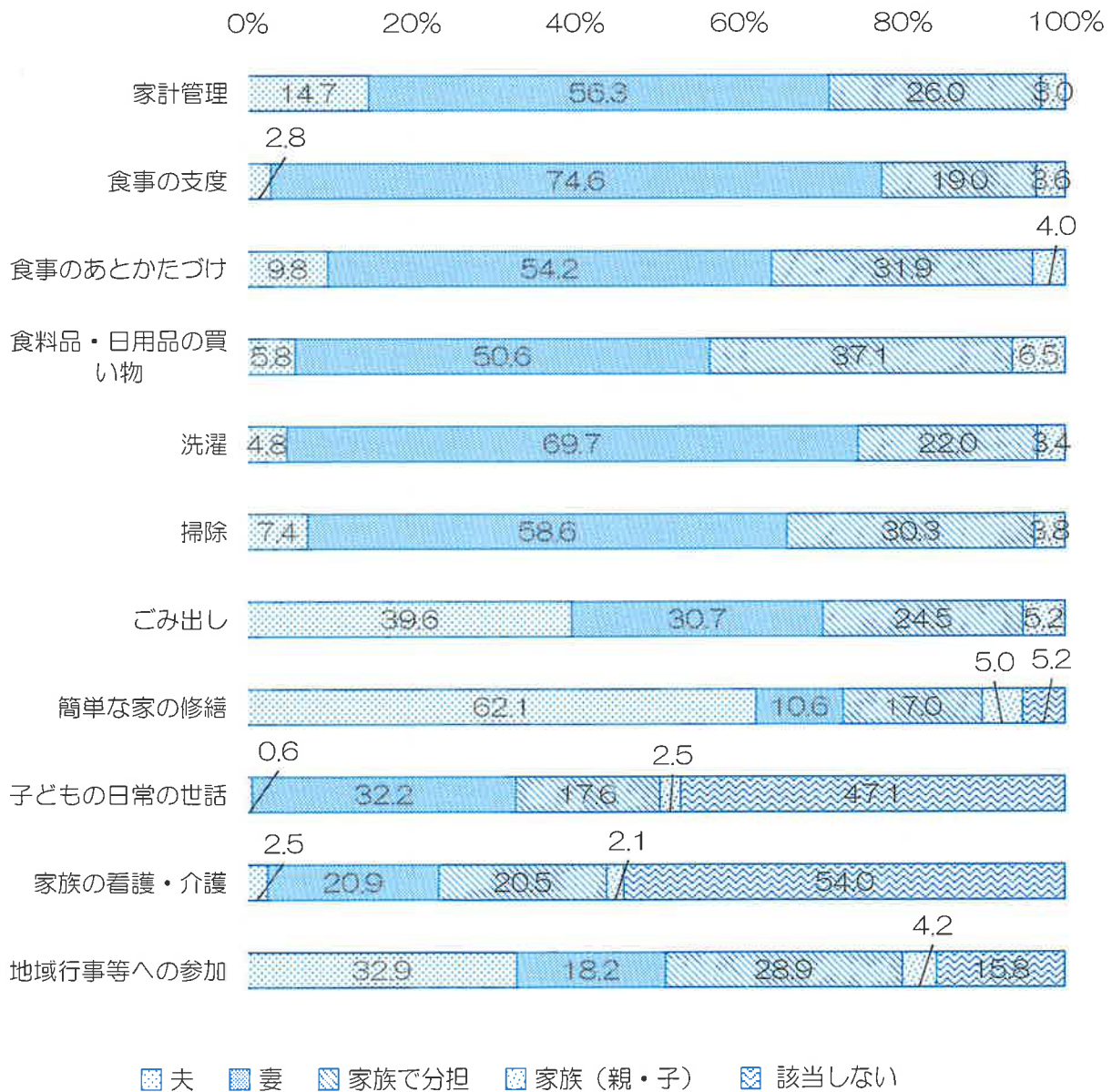
事業番号	事業内容	担当課
20	料理教室など、楽しみながら生活技術を習得できるよう、講座や教室の充実を図ります。	健康増進課 生涯学習課
21	男性の料理などの家事への参画促進のための啓発を行います。	地域づくり課 健康増進課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
17	マタニティ教室にカップルで参加する割合	80%以上	健康増進課
21	男性の家事に関する啓発	年1回	地域づくり課

[家庭における役割分担]

単位：％



資料：令和6年度市民意識調査

市民の声～市民意識調査より～

- ◆家庭生活におけるスキルが主人にはなく、家事育児が負担となり、出産後の仕事はパートにしてきました。男の人が家事や育児に参加することが当たり前の社会ならば、正社員でバリバリ働く女の人も多くなると思います。継続して正社員で働けばリーダーになる女性の方も増えるだろうと思っています。【50 歳代女性】
- ◆男女共同参画社会に向けて制度や法律増えているものの、実際の運用や意識改革は未だ不十分であると感じます。特に、都心に比べて田舎は家事育児は女性がやるものという考えが未だに定着しており、親族の会合等でも女性が料理を作り男性はお酒を飲みながら食べているような状況は少なくないと感じます。一方で、若い世代は男性の家事育児参加は増えつつあります。身体的特徴を踏まえれば、男女が全く平等になることは困難であると思いますが、若者の家庭における男性の家事参加を年配者が妨げるような発言を抑えることが重要ではないでしょうか。また、男性の家事能力を上げるための取り組みイベント(料理教室、洗濯講座、育児講座など)を検討するのも良いと思います。【30 歳代女性】
- ◆男性が仕事と同じように家事に対する考え方を変えていく事が必要だと思います。女性の家事を手伝うのではなくやるのが当たり前という考え方がまず大事ではないでしょうか。【70 歳以上女性】



(1) 男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進

【現状と課題】

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの法律が整備されてきたことにより、制度上の男女の均等の実現されてきましたが、依然として、賃金、雇用条件、就業環境等において男女の格差がみられます。雇用の場での男女の格差は、女性の働く意欲や能力が十分に発揮されないだけでなく、雇用形態によっては、女性の貧困の一因にもなっています。また、男女格差があることにより、男性が仕事上での成功や安定した収入といった一方的な理想の男性像を期待され、その達成のために望まない長時間労働を強いられ健康を害したり、育児や私生活に支障が生じてしまうことがあります。

市民意識調査で、「女性が仕事をもち続けるうえで障害となっているもの」について質問したところ、「長く働き続けられるような職場の条件や制度が不十分なこと」、「職場での結婚や出産、育児を支援する制度や雇用主の理解が不十分なこと」、「保育施設や保育制度が不十分なこと」など、雇用する側に期待する項目の割合が半数を超えています。

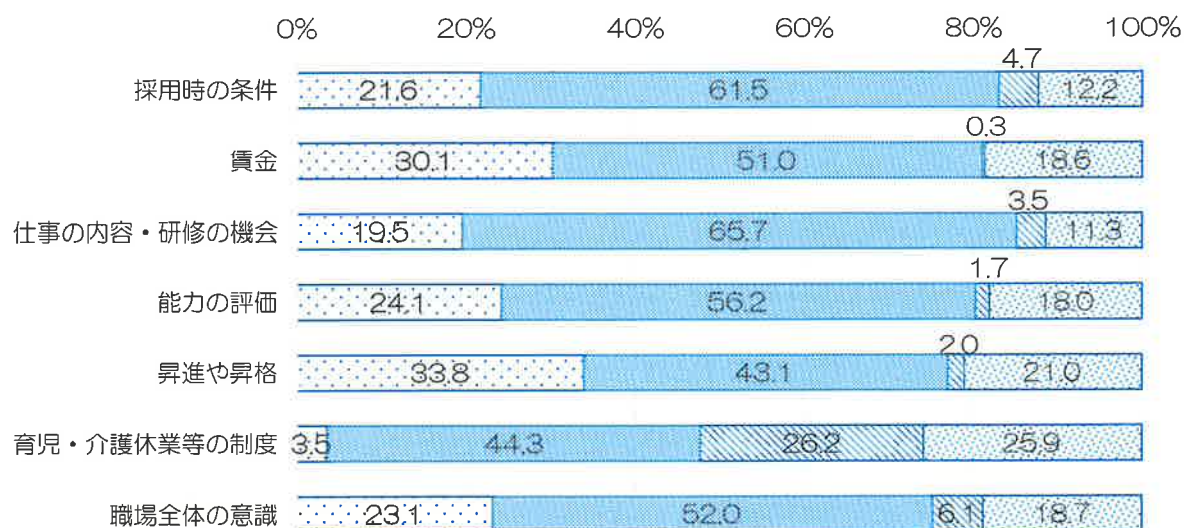
農業や商工業などの自営業においても、女性は重要な担い手となっていることから、その能力や労力が適正に評価される環境づくりが必要です。また、産業の振興や6次産業化の進展などには、女性の果たす役割が大きくなってきていることから、女性が対等なパートナーとして経営に参画できるようにするための取り組みが必要となっています。

このことから、あらゆる労働の場において、制度上の男女平等が確保されるだけでなく、均等な機会が与えられ、働く意欲や能力が十分に発揮でき、その能力や結果が正当に評価される環境づくりが求められています。



[職場での男女の地位]

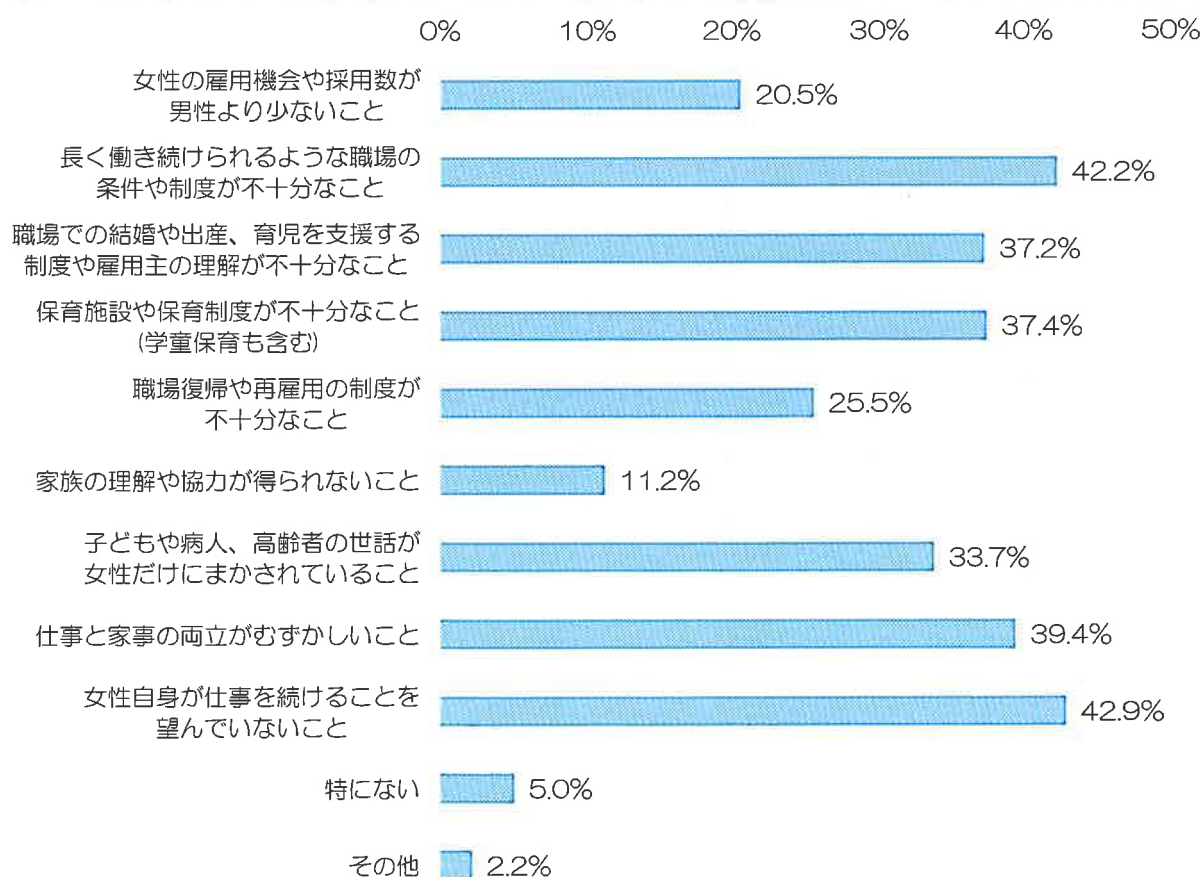
単位：％



□ 男性の方が優遇されている ■ 平等である ▨ 女性の方が優遇されている □ わからない

資料：令和6年度市民意識調査

[仕事を持ち続けるうえで、障害となっているもの]



資料：令和6年度市民意識調査

[家族経営協定（※３）の締結数]

単位：件

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
大網白里市	25	22	24	25	27
千葉県内	2,039	2,075	2,133	2,194	2,256

資料：農業振興課、千葉県男女共同参画白書

※３ 家族経営協定

農林漁業経営を担っている家族全員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力ある経営を目指して、経営方針や役割分担、報酬・休日等の就業条件などについて話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶもの。

【施策の方向】

① 職場における男女の均等な機会・待遇の確保と女性の就業継続支援

事業番号	事業内容	担当課
22	職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法や制度の周知を図ります。	商工観光課
23	職場における男女の均等な機会・待遇の確保や女性の就業継続支援に関する研修やセミナーの情報を事業所に提供するとともに、参加の促進を図ります。	商工観光課
24	職場において、女性が働きやすい環境を確保するため、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に関する啓発を図ります。	商工観光課

② 農業、商工業等自営業における男女共同参画の促進

事業番号	事業内容	担当課
25	家族経営協定の締結を促進します。	農業振興課
26	女性の認定農業者の増加を目指します。	農業振興課

③ 女性の起業や再就職の支援

事業番号	事業内容	担当課
27	県男女共同参画センター等で開催する女性の職業能力開発講座等を周知し、参加を促進します。	商工観光課 地域づくり課
28	ジョブサポートセンター等と連携し、就職支援の情報を提供します。	商工観光課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
25	家族経営協定の新規締結数	5件以上	農業振興課
26	女性の新規認定農業者	5人以上	農業振興課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆無理強いをせず、社会に貢献していきたい女性がいるのなら、周辺が理解するよう努めることと、サポートを充実させることが必要です。男性も社会の変化に対し、意識をアップデートしていかなければならないと思います。【40 歳代男性】
- ◆男女の区切りに拘らず、同じ人間として、それぞれの適正に合った仕事や役割を持てるまちづくりをしたいです。役割を頭から決めてかかる人が多すぎると思います。得意なことを得意だと言って受け入れてくれる社会になってほしいです。【40 歳代女性】
- ◆男女にかかわらず、個性や能力により採用、不採用を決めることが求められています。難しい問題だと思います。【50 歳代男性】
- ◆行政組織（教育関係も含む）で、管理職を希望しない女性が未だ多いということを目にします。その理由を当事者等に聞き取り、改善に向けた対策や取り組みを考えていただくとよいのではないのでしょうか。男女双方の意見を生かした社会が求められていると思います。【70 歳以上女性】



（２）仕事と家事・育児・介護等の両立の推進

【現状と課題】

男女がともに、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいてもライフスタイルに応じた多様な生き方を選択・実現していくことで、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和（※４））が実現します。しかし、依然として、仕事中心の生き方や長時間労働、固定的な性別役割分担意識が根強く、ワーク・ライフ・バランスの実現には、社会全体の意識改革が必要となっています。特に、女性は結婚や出産・子育て期に離職する傾向にあり、年々緩やかになってきてはいるものの女性の就業率はM字カーブ（※５）を描いています。市民意識調査では、女性の働き方についての質問で「結婚や出産等にかかわらず、ずっと仕事をもつ」とした割合がこの数年で増加しているものの、依然として「子育て・介護の時期だけ一時期仕事を離れる」という働き方を望ましいと考えている割合が高くなっています。その一因としては、女性が家庭内の大半の家事、育児、介護などの役割を担っており、家庭生活での女性の負担が大きいことが挙げられます。

また、市民意識調査において「仕事と家庭の両立に必要な環境」について質問したところ、「保育サービスや学童保育の充実」が最も高く、次いで、「仕事と家庭を両立していくことに対する家族や周囲の理解と協力」、「育児・介護休業制度の定着促進」、「在宅勤務、フレックス制、育児短時間勤務制度の充実」の割合が高くなっています。

一方で、令和６年度に実施した「男女共同参画に関する事業所意識調査」（以下「事業所意識調査」という。）において、ワーク・ライフ・バランスの取組み状況について質問したところ、前回調査と比較して全ての取組みについて実施していると回答した割合が大幅に増加していることから、事業所において着実に取組みが進んでいることが窺えます。

引き続き、多くの事業所において各種の取組みが実施されるよう、子育てや介護をしながら働く人たちが安心して仕事と子育て、介護が両立できる環境を整えていくことが必要となっています。

※４ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

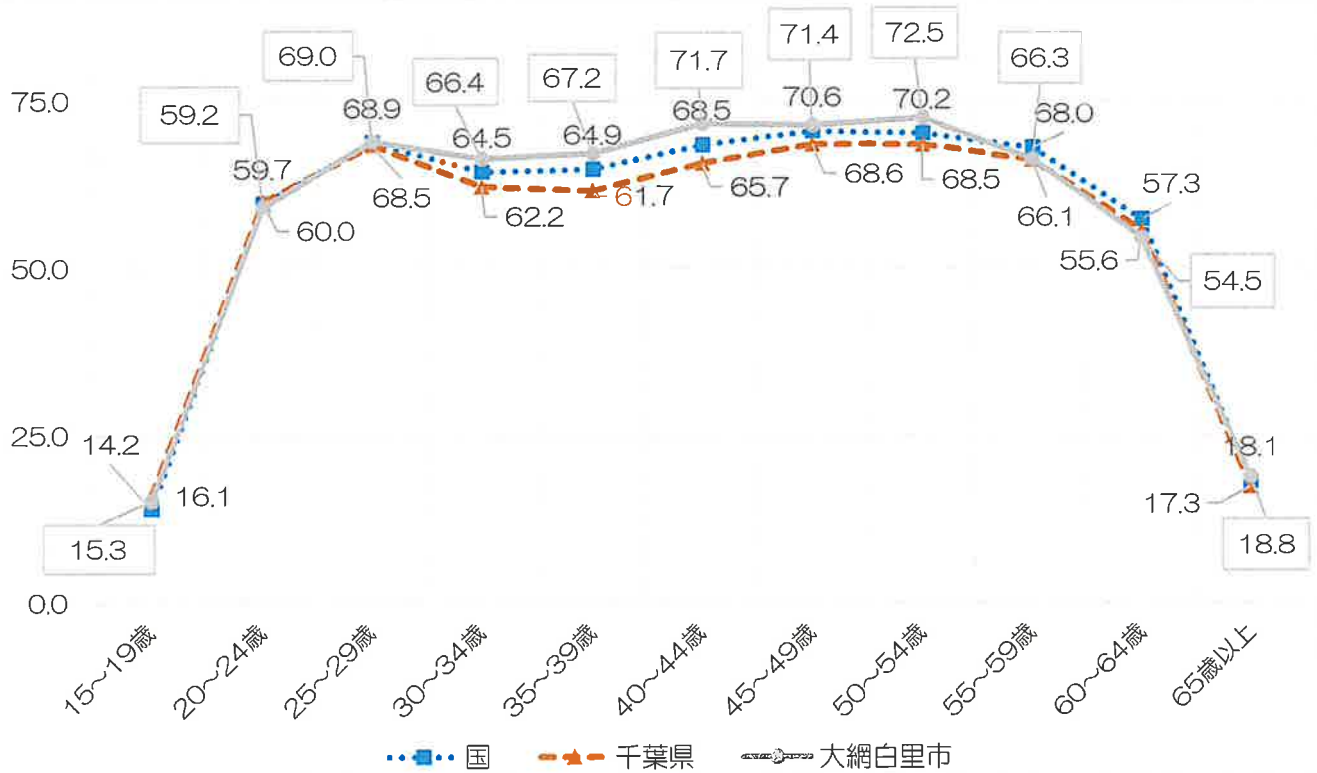
家庭等の個人生活と調和のとれた働き方。1980年代のアメリカで、主に女性社員の仕事と家事・育児等との両立を支援する取り組みから始まったが、1990年代に入り、生産性の向上、優秀な人材の確保という観点から、年齢・性別・家族の有無などを問わず、広く全体を対象として取り組まれるようになった。

※５ M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になることをいう。アルファベットのMを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多く、子育てが一段落すると再び就労するという特徴があるためである。国際的には台形型に近くなっている国が多い。

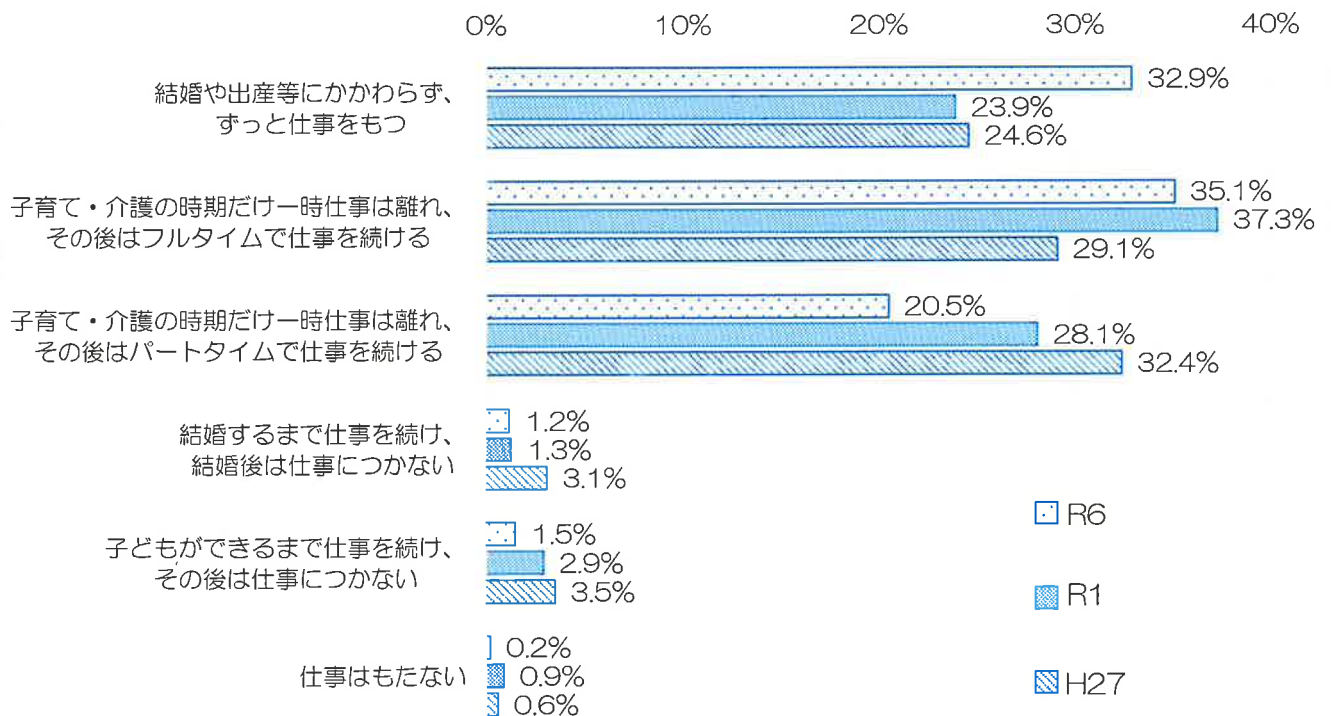
〔女性の年齢階級別就業率の推移（令和2年）〕

単位：％



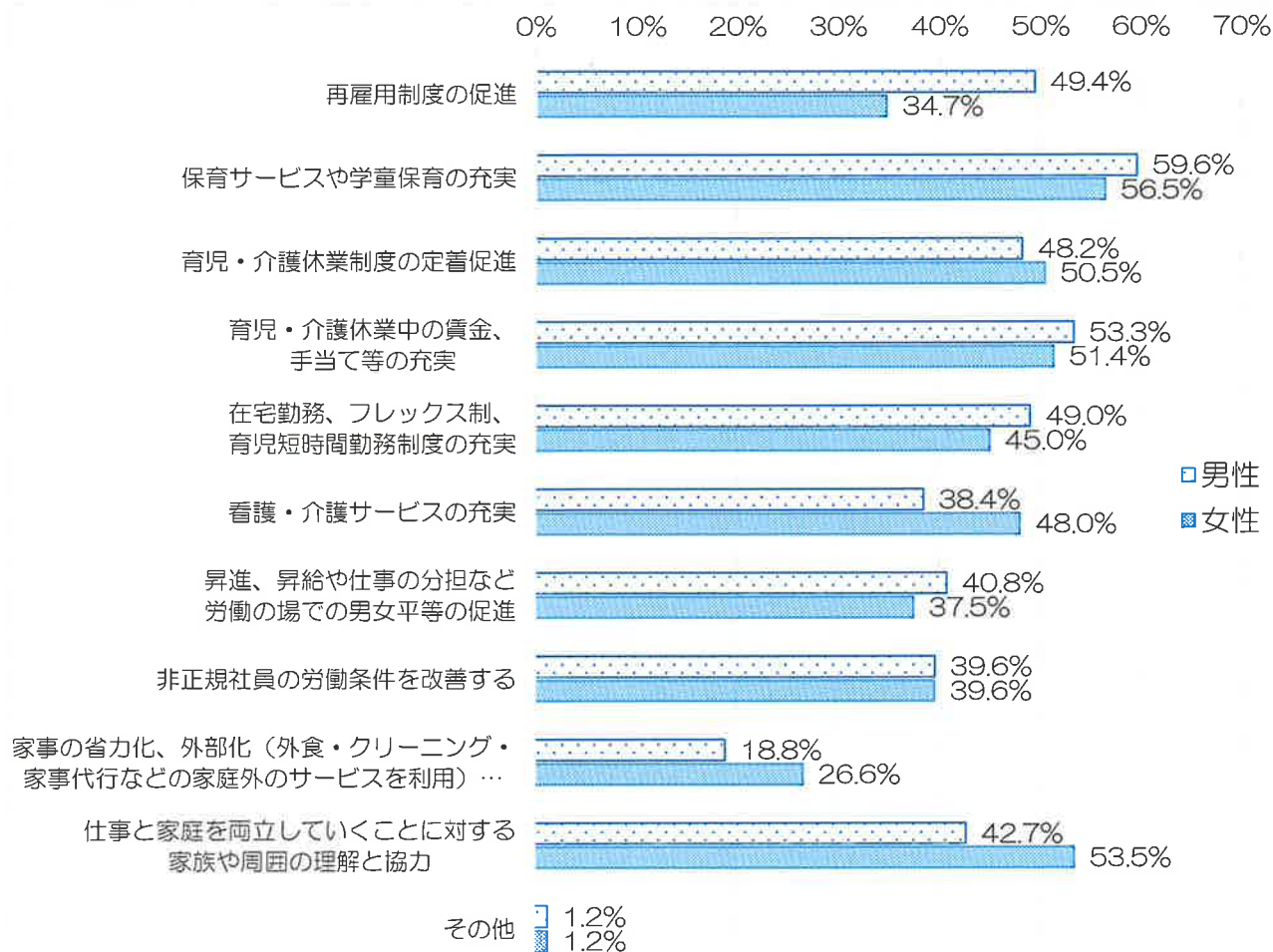
資料：国勢調査

〔望ましい女性の働き方〕



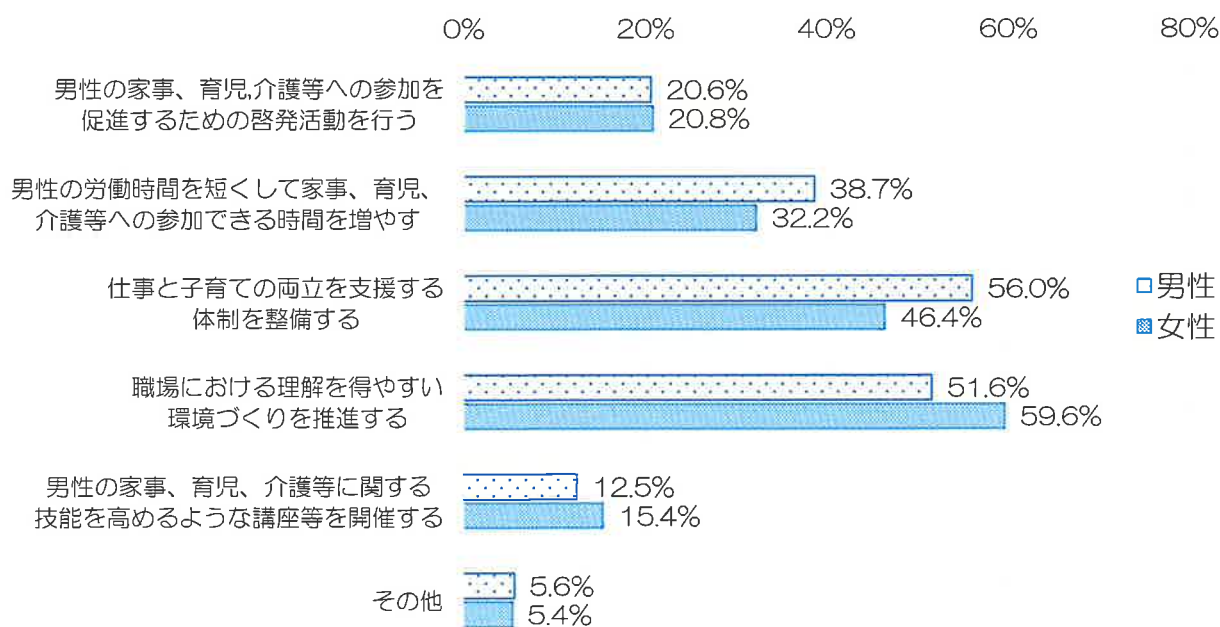
資料：市民意識調査（比較）

〔仕事と家庭の両立のために必要な環境〕



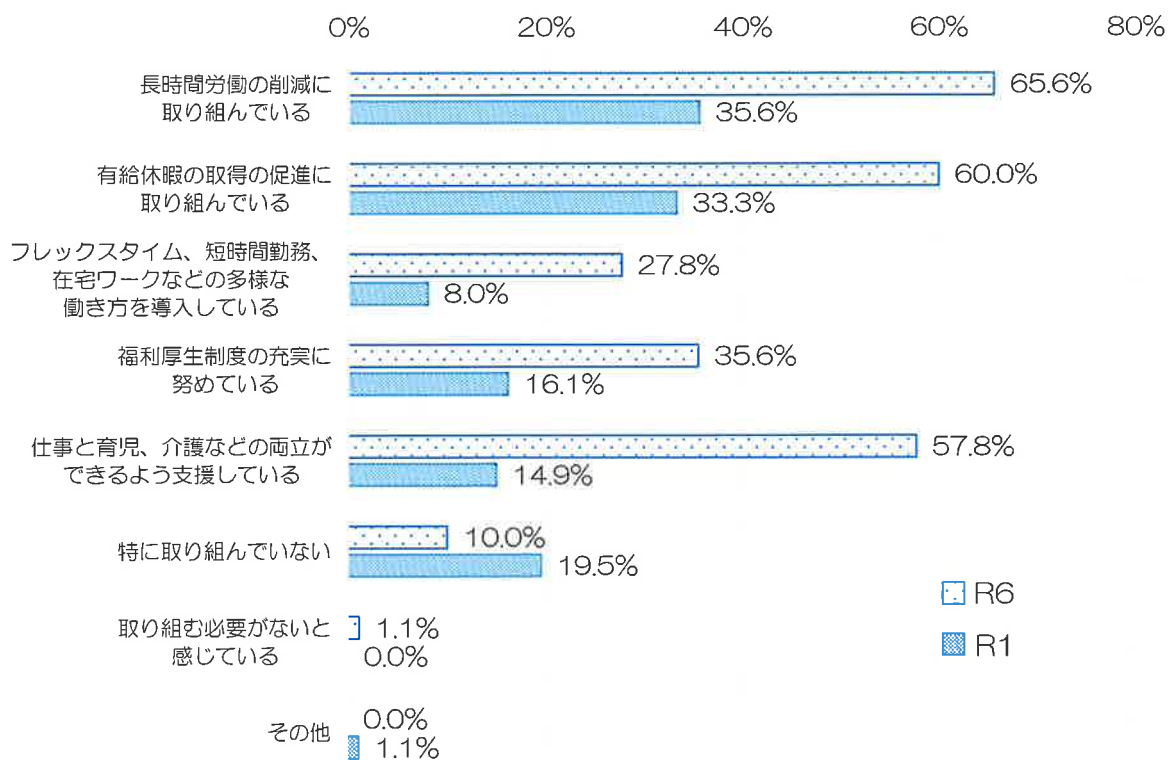
資料：令和6年度市民意識調査

〔男性の家事・育児・介護等への参加を促すために必要だと思うこと〕



資料：令和6年度市民意識調査

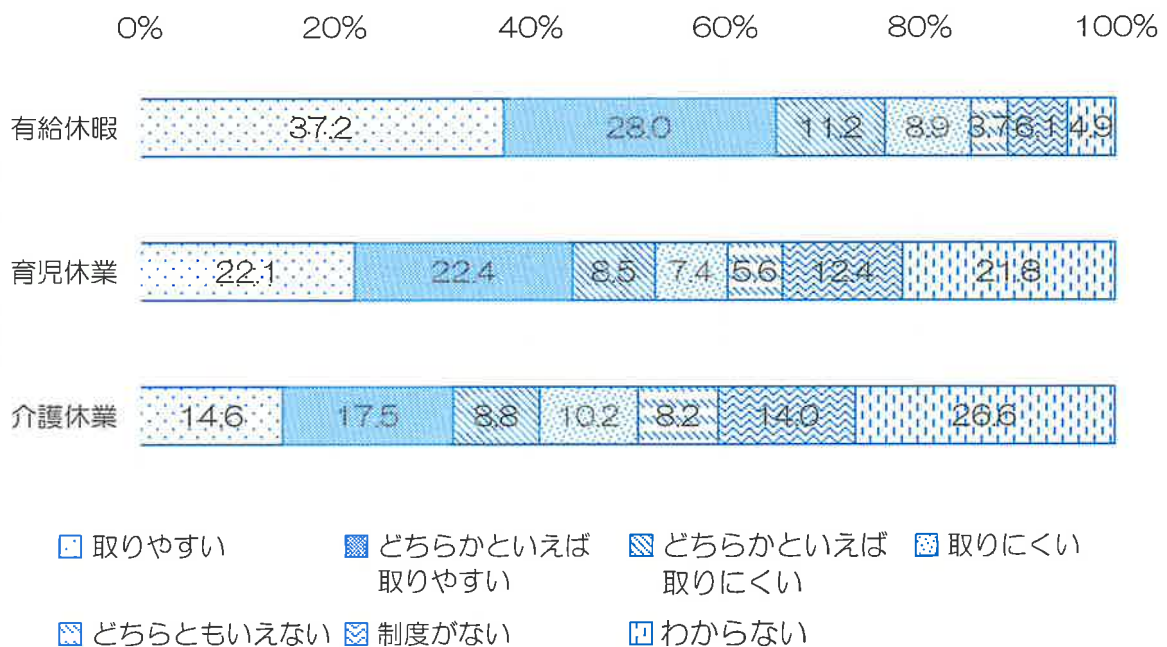
[ワーク・ライフ・バランスの取組み状況について]



資料：事業所意識調査（比較）

[有給休暇・育児休業・介護休業のとりやすさ]

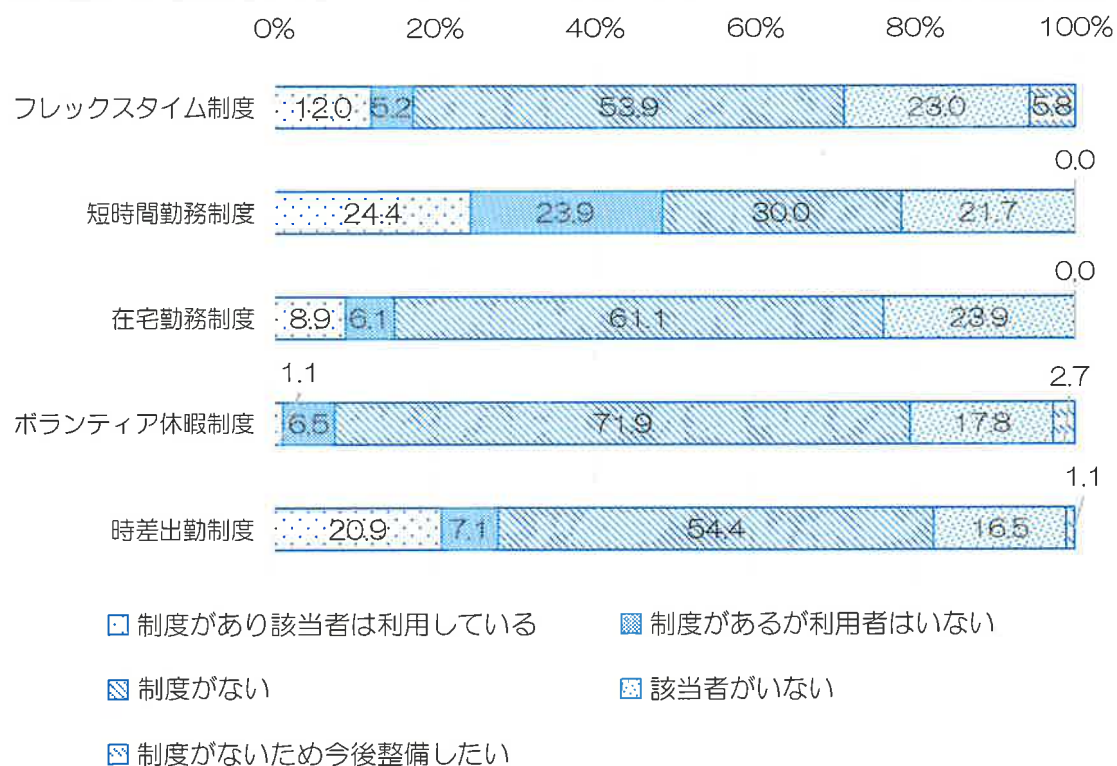
単位：％



資料：令和6年度市民意識調査

〔多様な働き方の状況〕

単位：％



資料：令和6年度事業所意識調査

【施策の方向】

① ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備

事業番号	事業内容	担当課
29	事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発に努め、育児・介護休業取得促進や短時間勤務制度等、多様な働き方が可能となる制度の導入促進を図ります。	商工観光課
30	市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。	総務課
31	【新規】 市内事業者等のSDGs達成に向けた取り組みを促進し、ジェンダー平等の実現に努めます。	企画政策課

② 子育て支援

事業番号	事業内容	担当課
32	子育てにかかる様々なサービスや助成制度など、子育て支援に関するわかりやすい情報提供と周知のため、子育てサポートブックの発行を行います。	子育て支援課
33	保護者が安心して子育てをしながら仕事を続けられるよう、多様な保育制度の充実を図ります。	子育て支援課 管理課
34	育児や保育制度について気軽に相談できる窓口を整え、子育てに関する情報などを提供します。	子育て支援課 健康増進課
35	放課後に適切な遊びや活動拠点を与えられるよう、学童保育、放課後子ども教室等の居場所づくりをします。	子育て支援課 生涯学習課
36	子育て世帯に対する助成や各種手当などの経済的支援を行います。	子育て支援課

③ 高齢者、障がい者への介護支援

事業番号	事業内容	担当課
37	高齢者、障がい者等の相談に応じ、必要な助言を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
38	介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、介護サービスの情報を提供します。	高齢者支援課
39	介護予防や介護者の健康づくり、介護制度への理解を深めるため、出前講座を実施します。	高齢者支援課



【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
29	男性の育児休業等取得率（市職員）	85%	総務課
	配偶者出産休暇取得率（市職員）	100%	総務課
33	待機児童の解消	0人	子育て支援課
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	3カ所以上	子育て支援課
35	学童保育の受入学年	全学年	子育て支援課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆男女共同参画社会は、これからの少子化社会で必要になってきます。家庭での女性の家事負担を軽減し、その分、社会的活動できるようにしていく事は重要になっていくと思います。過去に妻が酒屋さんで3年程パートとして働いていましたが、重い荷物を運ぶような仕事もあり、手首を痛めて仕事を辞めたということがありました。重い荷物はたとえお客さんであっても持っていただくことや、会社側も骨格等の男女の違いに配慮し、荷物によって仕事を変えるなどの対応が必要かと思います。【70歳以上男性】
- ◆少子高齢化が急激に進み、人口がどんどん減っています。出産後も子育てしながら男女共に気兼ねなく、子供が病気になったときなどにお休みをとれる社会だといいです。昔と比べずいぶんと変わりました。男性も育児にどんどん参加している様子。良い方向に向かっています。【60歳代女性】
- ◆私はインターネットを使用して仕事をしていて、皆がそうできれば育児にも有利になると思います。しかし、白里地区にはスーパーがなくリモートワークで暮らすには不便なので、スーパーやホームセンターを作れば男女共同参画社会の実現に近づくとと思います。【30歳代 その他】

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備

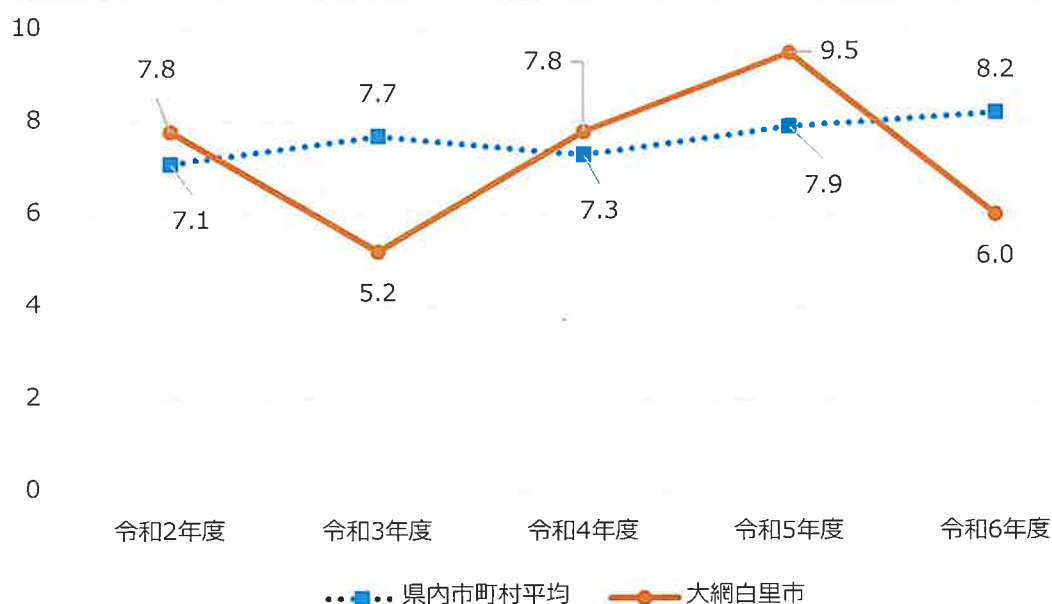
【現状と課題】

ボランティア、趣味・学習のサークルなどでは、比較的男女がともに対等な立場での活動が行われています。一方、区・自治会などの地域活動では、男性が一家の代表として参加している家庭が多く、市民意識調査の結果でも、3割以上の家庭において「地域行事への参加」は夫が担っていると回答しています。また、女性が自治会長となっている割合も、千葉県平均とほぼ同割合ではあるものの、7%前後を推移しており、かなり低い割合となっています。地域活動においては、主要な役員には男性が就いている一方で、女性が行事や会議に参加することも多くなっており、地域における意思決定の場への女性の参加が課題となっています。

女性のリーダーが少ない要因として、市民意識調査では「家事・育児に忙しく仕事や地域活動に専念できないから」が最も高く、「男性がリーダーとなることが社会慣行だから」が続いており、女性が地域活動で活躍するためには、家事・育児への負担軽減とともに、男性中心という社会的な慣行を改めていくことが必要となっています。

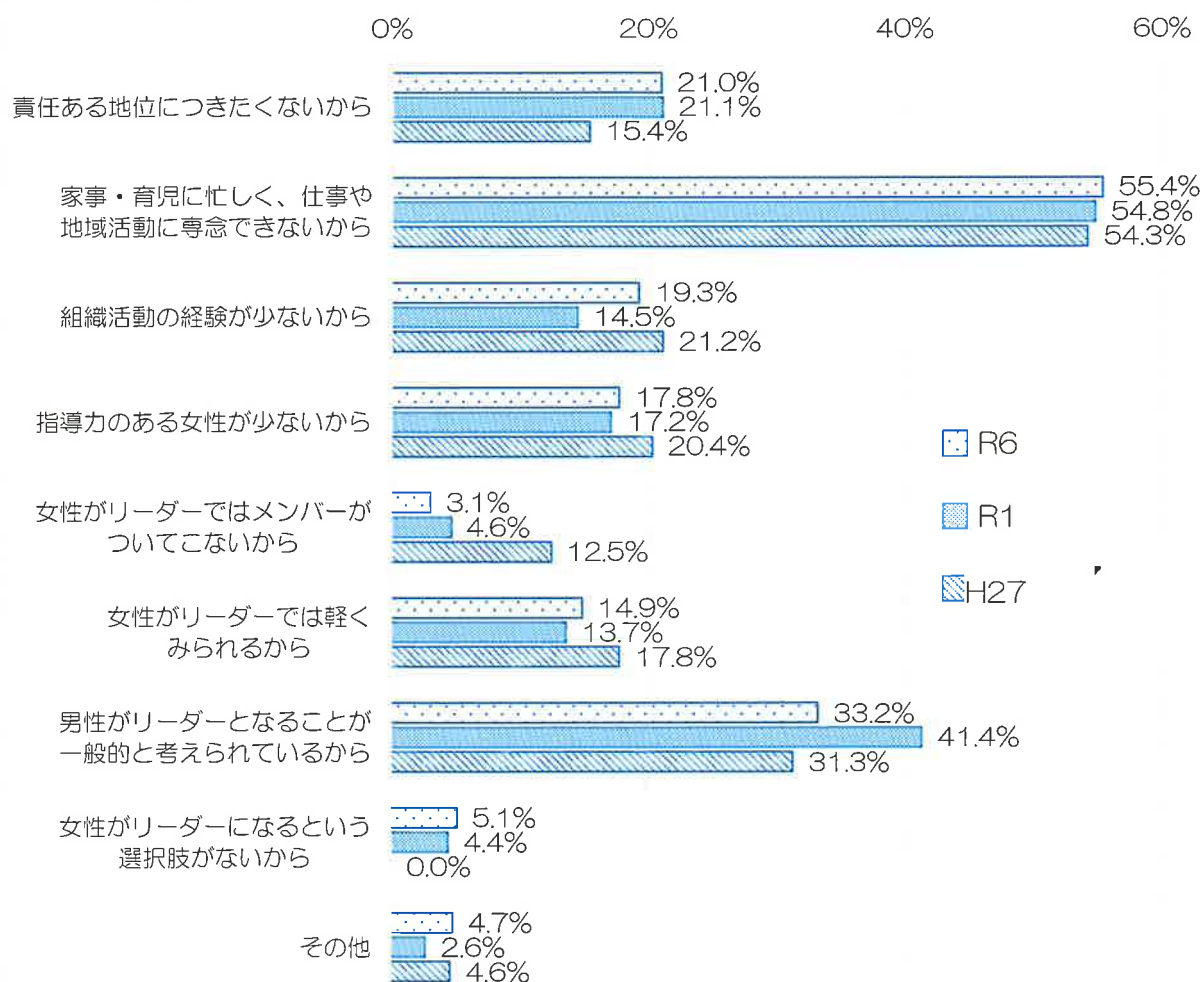
〔自治会長に占める女性の割合（大網白里市・県内市町村）〕

単位：％



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

〔女性リーダーが少ない要因〕



資料：市民意識調査（比較）

【施策の方向】

① 地域における慣習、慣行の見直しの啓発

事業番号	事業内容	担当課
40	区・自治会等に男女共同参画に関する理解を深めるための広報等を行い、地域の中に根強く残る男女不平等な慣習・慣行等の洗い出しと見直しに向けて、意識啓発を図ります。	地域づくり課

② 地域活動における女性の参画促進

事業番号	事業内容	担当課
41	男女共同参画に取り組む市民団体の自主的学習活動やサークル活動などを支援します。	地域づくり課
42	区・自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画を促進します。	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆「男女共同参画社会」を実現していくまちづくりについて、今、自分が具体的にどう役に立てるかイメージができていないのですが、なにかの行事で手伝えることがあれば、協力したいと思います。性別関係なく参加して協力しあえればいいと思います。【50 歳代女性】
- ◆年齢、男女関係なく若い頃からコミュニティに参加し、教えてもらいながら（改革しながら）受け入れ、いいまちづくりを希望します。【60 歳代男性】



（２）防災における男女共同参画の促進

【現状と課題】

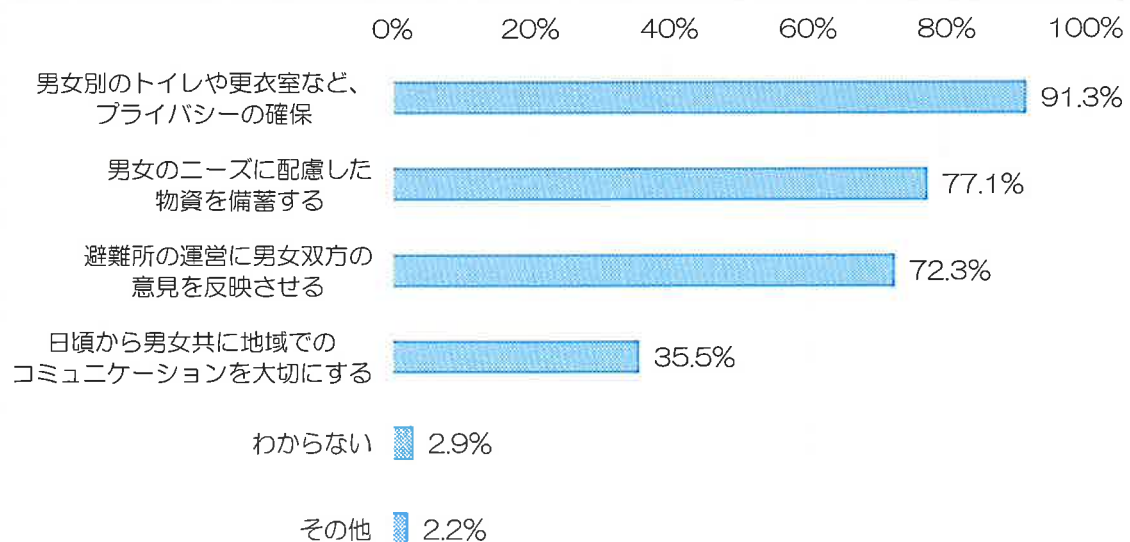
令和元年度に発生した台風や大雨では、多くの人々が避難所を利用し、災害時における避難所のあり方が改めて認識されました。これまで、防災の分野では女性の参画がとても少なく、災害時の支援対策、避難所の運営等において女性の視点が不足していることが指摘されており、本市においても、自主防災組織における女性の参画は十分ではなく、多様な意見を反映できるようにしていくことが必要です。

令和６年度の市民意識調査では、「災害時に男女共同参画の視点を取り入れた避難所とするために必要なもの」についての質問に対し、「男女別のトイレや更衣室など、プライバシーの確保」と回答した割合が最も高く、次いで、「男女のニーズに配慮した物資の備蓄」、「避難所の運営に男女双方の意見を反映させる」の割合が高い結果となりました。

また、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルスなどの感染症は、災害時における身の守り方や避難所の考え方に大きな影響を与えました。流行性感染症と災害が同時期に発生するなどの複合災害時には、より一層、高齢者、障がい者などの社会的に弱い立場にある人々たちへの負担が増大する恐れもあります。

災害時や避難生活において、誰もが安全で安心して過ごせる環境を整えるためには、男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点を取り入れた対策を講じていくことが必要です。そのためには、防災分野への女性の参画を促進していくことが求められています。

〔災害時に男女共同参画の視点を取り入れた避難所とするために必要なこと〕



資料：令和６年度市民意識調査

【施策の方向】

① 防災における男女共同参画の促進

事業番号	事業内容	担当課
43	消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進します。	安全対策課

② 女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進

事業番号	事業内容	担当課
44	災害時の福祉避難所も含めた避難所における男女のニーズの違いを考慮し、女性にも配慮した取り組みを進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実を図ります。	安全対策課
45	市が備蓄する防災用品について、女性の視点も取り入れながら整備を進めます。	安全対策課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
43	女性消防団員	10人以上	安全対策課
44	大網白里市防災会議における女性委員の数	4人	安全対策課



(3) 男女共同参画の視点に立った健康支援

【現状と課題】

誰もが生涯にわたり健康で充実した生活を送るためには、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組めるようにするための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することもあり、男女ともに理解し配慮する必要があります。男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことが、男女共同参画社会の実現につながっていきます。

【施策の方向】

① 妊娠、出産等に関する健康支援

事業番号	事業内容	担当課
46	妊娠、出産、産後、子育てに関する様々な相談や切れ目のない支援を行うなど、子育て世代包括支援センターの充実を図ります。	健康増進課
47	安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、乳幼児健診をはじめとする健康支援・育児に関する相談の充実を図ります。	健康増進課
48	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行うとともに予防接種等の情報提供を行います。	健康増進課
49	妊娠届出書をもとにハイリスク妊婦への個人相談など、妊娠・出産への不安を軽減するため、状況に応じた相談対応を行います。	健康増進課

② 性差に配慮した健康支援

事業番号	事業内容	担当課
50	男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨密度測定等を実施します。	健康増進課
51	男女の健康を生涯にわたり、包括的に支援するため、健康相談を実施します。	健康増進課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
47	広報紙、ホームページ等を利用した健診や相談の周知	年12回以上	健康増進課
48	新生児または乳児家庭訪問の実施	90%以上	健康増進課
50	乳がん検診の受診者数	2,500人以上	健康増進課
	子宮がん検診の受診者数	1,000人以上	健康増進課

(4) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

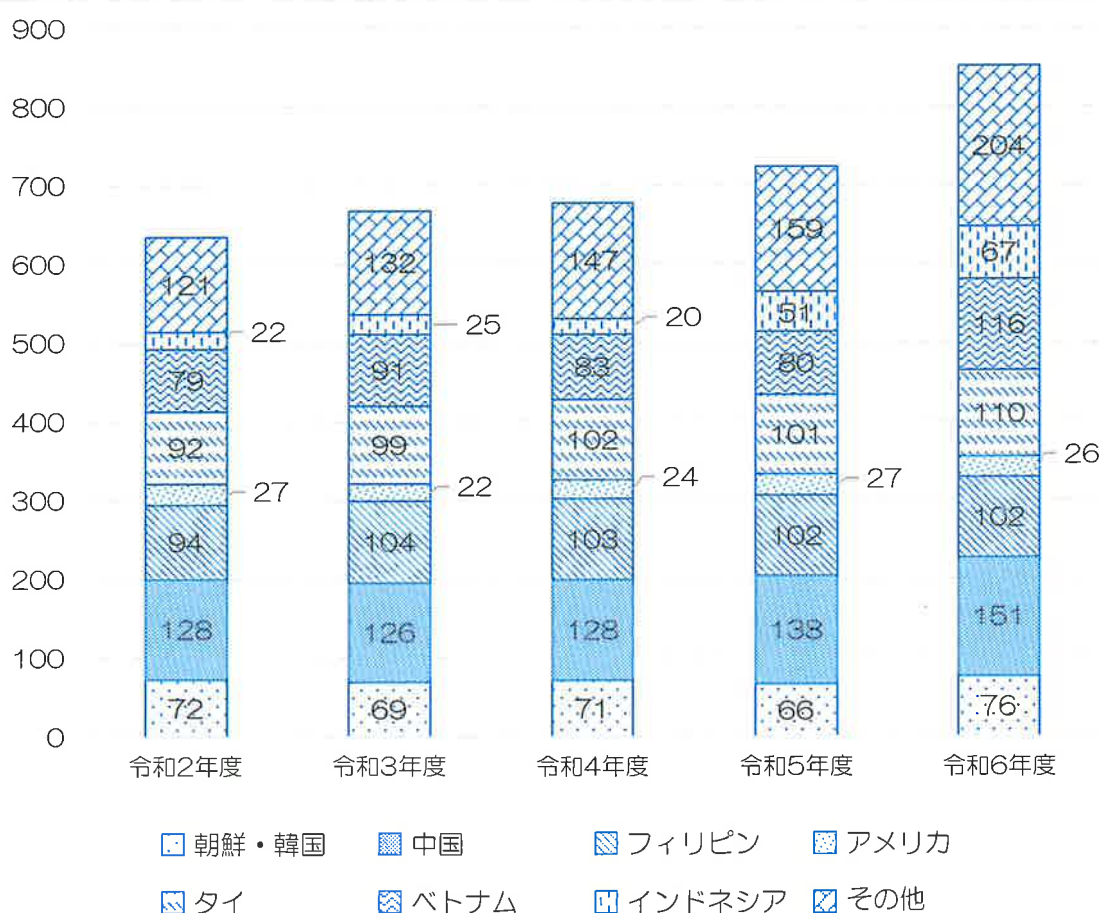
【現状と課題】

障がいがあること、外国籍であること、ひとり親家庭であることなどの理由で、社会で生きづらさを感じている人たちがいます。大規模災害や感染症の流行などの非常時においては、必要な支援が受けられなかったり、特性に起因した差別等により経済的に困窮する場合があるなど、平常時に比べ、より一層生きづらさを感じる場合があります。

平常時から、それぞれの特性に応じた支援を充実させるなど、男女共同参画社会の実現のために、誰もが安心して暮らせる環境の整備が必要となっています。

〔住民基本台帳による外国人数（各年4月1日現在）〕

単位：人



資料：市民課

【施策の方向】

①生活上困難な状況に置かれている人への支援

事業番号	事業内容	担当課
52	自立に必要な情報提供をするとともに、各種手当の支給、医療費助成等を通じ、経済的な負担を軽減し、生活の安定を図ります。	子育て支援課
53	就労経験の少ないひとり親家庭の父母に対し、必要な情報提供を行い、就労を支援します。	子育て支援課
54	世帯所得の低い子育て家庭の把握に努めるとともに、必要に応じて学習支援などを行います。	社会福祉課 管理課 子育て支援課
55	関係機関と連携し、ニート、ひきこもりなど社会で生きづらさを感じている人に対し、状況に応じた情報提供や相談、就労支援などを行います。	社会福祉課
56	困難な問題を抱える女性の様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	子育て支援課 社会福祉課 高齢者支援課

② 高齢者・障がい者への自立支援

事業番号	事業内容	担当課
57	介護予防や高齢者の健康づくり等に関する講座を開催します。	高齢者支援課
58	高齢者・障がい者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
59	ホームページの音訳や市役所内に手話通訳者を配置するなど、障がいがあっても手続きが円滑に行えるように支援します。	秘書広報課 社会福祉課

③ 外国人が暮らしやすい環境の整備

事業番号	事業内容	担当課
60	市の案内板や生活に関する情報について、ルビ付き日本語や外国語表記の併記を行うなど、外国人にもわかりやすい表記を促進します。	総務課 関係各課
61	本市に在住または本市を訪れる外国人に対し、市の案内板やパンフレット・ホームページ等の多言語化を図るなど、外国語による情報提供等の支援を行います。	総務課 生涯学習課 関係各課

(1) DV(ドメスティック・バイオレンス)・虐待等の防止と被害者支援

【現状と課題】

DV(ドメスティック・バイオレンス)(※6)は、犯罪となる行為も含む、重大な人権侵害であり、男女がともに対等な立場で社会に参画する男女共同参画社会の実現を阻むものです。DVは、家庭内や恋人など、親密な関係で行われることから、顕在化しにくくなっています。また、同居する子どもがいる場合は、子どもにも重大な影響を及ぼし、子どもの虐待へとつながる場合もあります。このように、DVと児童虐待は、密接に関連していることから、被害者支援にあたっては、DVと児童虐待双方の知識が求められています。

本市のDVに係る相談件数はコロナ禍以降、大幅に増加しており、市民意識調査でも、2割以上が何らかのDVを受けたことがあると回答していますが、暴力を受けたことを相談した場所について質問したところ、「どこ(だれ)にも相談をしなかった」割合が6割を超える結果となりました。

また、感染症の流行などで家庭内で過ごす時間が増えることにより、生活不安やストレスによるDVの増加や深刻化が懸念されていることから、非常時においても適切な対応ができるよう、平常時から関係機関・関係部署との連携を図りながら、被害者に寄り添った相談・支援体制、生活再建支援などの取り組みを充実させていく必要があります。

さらに近年では、親しい間柄にある若者の間の暴力である「デートDV(※7)」や、インターネット上のコミュニケーションツールを利用した性犯罪や暴力が多様化しており、幼い子どもたちが巻き込まれるなど、深刻な被害が報告されていることから、早期に予防教育を行うなどの取り組みも重要となっています。

※6 DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者間・パートナー間の暴力をいい、なぐる、ける、物を投げつける等の身体的暴力に限らず、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に電話やメールのチェックをする等の精神的暴力、生活費を渡さない、外で働くことを制限する等の経済的暴力、性的行為を強要する、避妊に協力しない等の性的暴力等あらゆる形の暴力が含まれる。

※7 デートDV

若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

〔DVの相談方法・処理状況（大網白里市）〕

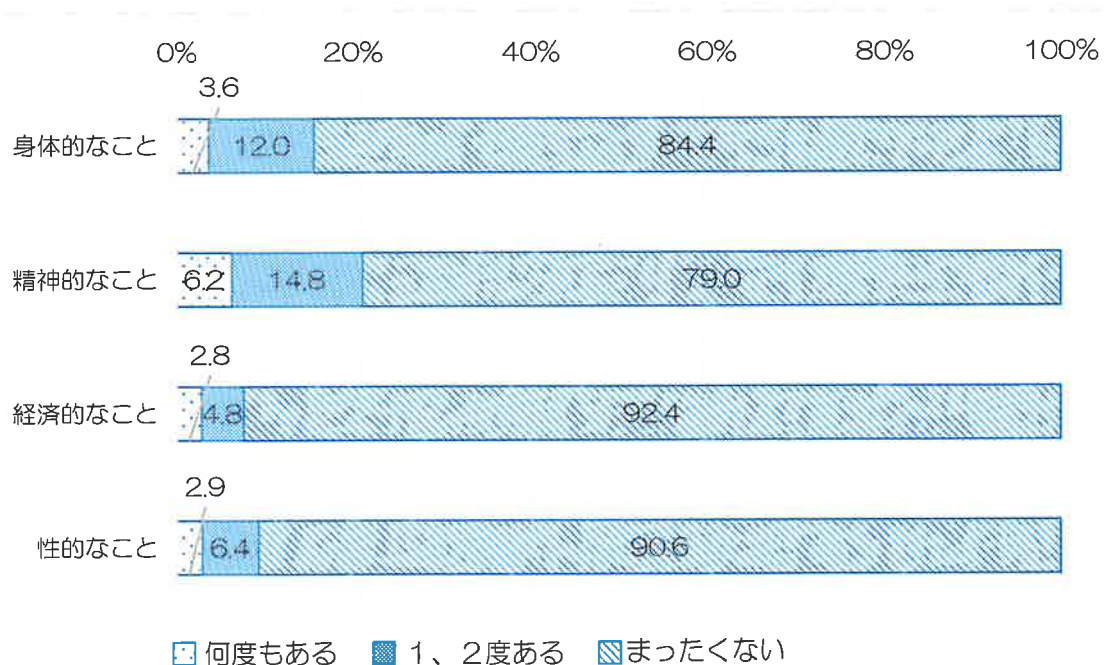
単位：件

年度	総数	相談方法		処理状況			
		電話	来所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他機関へ引き継ぎ	その他
令和 2 年度	60	18	42	58	2	—	—
令和 3 年度	156	75	81	145	3	3	5
令和 4 年度	67	37	30	40	2	22	3
令和 5 年度	75	41	34	71	4	—	—
令和 6 年度	62	28	34	60	2	—	—

資料：子育て支援課

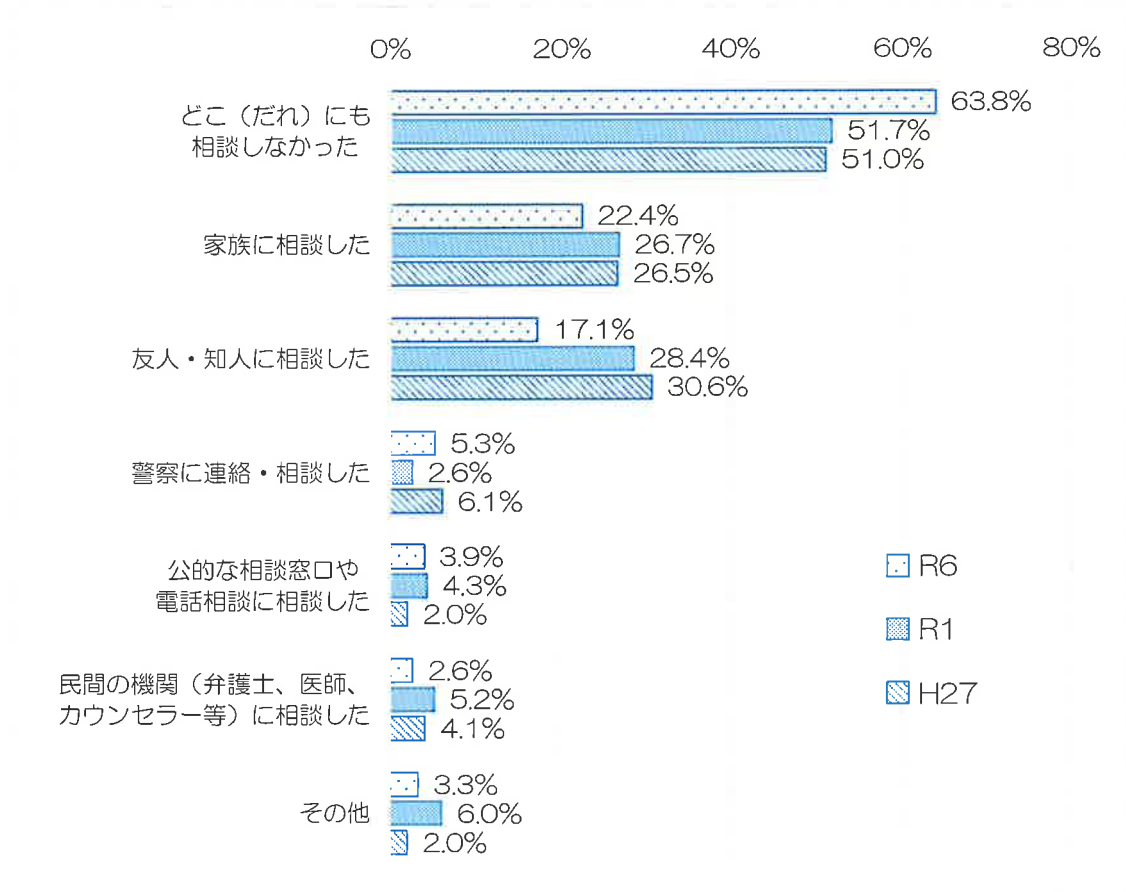
〔DVを受けたことがある割合と種類〕

単位：％



資料：令和 6 年度市民意識調査

〔暴力を受けたことを相談した場所〕



資料：市民意識調査（比較）

【施策の方向】

① DV・虐待被害者等に対する広報・啓発

事業番号	事業内容	担当課
62	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせでの広報活動などにより、DVは重大な人権侵害であることを周知します。	地域づくり課 子育て支援課
63	児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。	子育て支援課
64	高齢者・障がい者への虐待防止に関する啓発を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
65	DVや虐待に関する相談窓口や支援内容について、周知を図ります。	子育て支援課 高齢者支援課 社会福祉課

② 相談・支援体制の充実

事業番号	事業内容	担当課
66	乳幼児健診・就学前健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。	健康増進課 管理課
67	子ども家庭支援員を配置し、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、要保護児童等の早期発見・早期対応及び自立に至る支援を行います。	子育て支援課
68	DV相談窓口職員、女性相談支援員、母子・父子自立支援員を配置し、自立支援を含め、相談者に適切な支援を行います。	子育て支援課
69	高齢者や障がい者に対する虐待について、適切な相談・支援を行います。	高齢者支援課 社会福祉課

③ 関係機関との連携強化

事業番号	事業内容	担当課
70	DV及び虐待（児童・高齢者・障がい者等）は多様な関係機関による支援が必要であるため、啓発も含め関係機関と連携を図ります。	子育て支援課 社会福祉課 高齢者支援課 地域づくり課 管理課 安全対策課
71	関係機関、関係施設と連携し、DV及び虐待（児童・高齢者・障がい者等）により緊急保護が必要なDV被害者・児童・高齢者・障がい者等に対応します。	子育て支援課 高齢者支援課 社会福祉課 安全対策課



④ ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

事業番号	事業内容	担当課
72	被害者をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。	地域づくり課 安全対策課
73	出会い系サイトなど、子どもたちをインターネットを介した犯罪から守るため、メディア教育を実施するなど巻き込まれないための対策を進めます。また、広報紙、ホームページ等を利用した周知を図ります。	管理課
74	【新規】 子どもを性犯罪・性暴力の被害者・加害者・傍観者にしないための教育・調査を実施します。	管理課
75	【新規】 子どもを性犯罪から守るため、子どもと接する業務従事者採用時の調査を適切に行います。	総務課 子育て支援課 管理課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
62	DVに関するチラシ等の配布による情報提供	年1回以上	地域づくり課 子育て支援課
	広報紙、ホームページ等を利用したDV防止に関する周知	年1回以上	地域づくり課 子育て支援課
63	広報紙、ホームページ等を利用した児童虐待防止に関する周知	年1回以上	子育て支援課
64	広報紙、ホームページ等を利用した高齢者・障がい者虐待防止に関する周知	年1回以上	高齢者支援課 社会福祉課
66	乳幼児健診未受診者の状況把握	100%	健康増進課 管理課
67	児童虐待防止に関する研修への参加	年1回以上	子育て支援課
	要保護児童対策地域協議会の開催	年1回以上	子育て支援課
68	DVに関する研修への参加	年1回以上	子育て支援課
69	高齢者・障がい者に対する虐待についての研修への参加	年1回以上	高齢者支援課 社会福祉課
73	インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓発	年2回以上	管理課
74	児童・生徒へのアンケートの実施	年1回以上	管理課

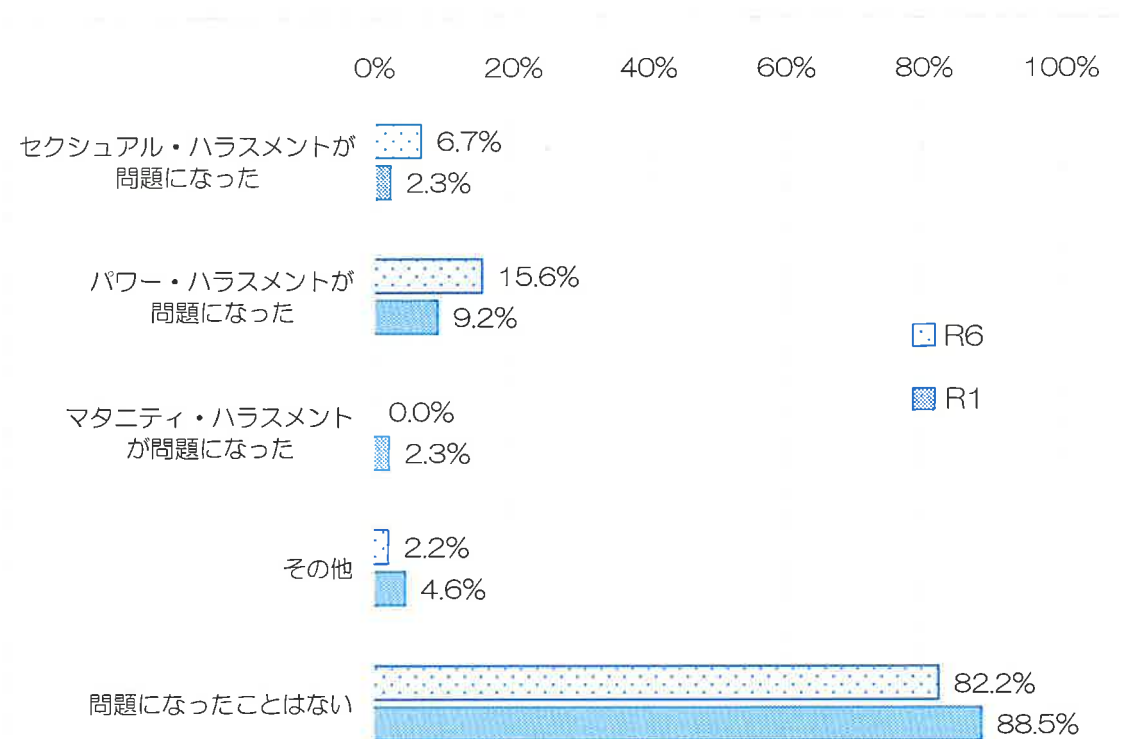
（２）あらゆるハラスメントの防止

【現状と課題】

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、ソーシャルハラスメントなど、ハラスメントは個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人の能力を十分に発揮することの妨げになります。固定的な性別役割分担意識が、このようなハラスメントの発生の原因や背景となることがあります。

令和６年度に実施した事業所意識調査でハラスメントが問題になったことがあるかについて質問したところ、２割以上の事業所において、問題になったことがあるとの回答がありました。一方で、ハラスメントの防止の取り組みについて質問したところ、「実施している」「今後実施する予定」とした割合が全ての項目において前回調査から上昇しており、多くの事業所においてハラスメント防止への意識が高まっていることがうかがえます。しかしながら、依然として２割以上の事業所で取り組みを実施する予定がないとしていることから、引き続きハラスメントの発生を防ぐ環境づくりを積極的に推進していくことが求められています。

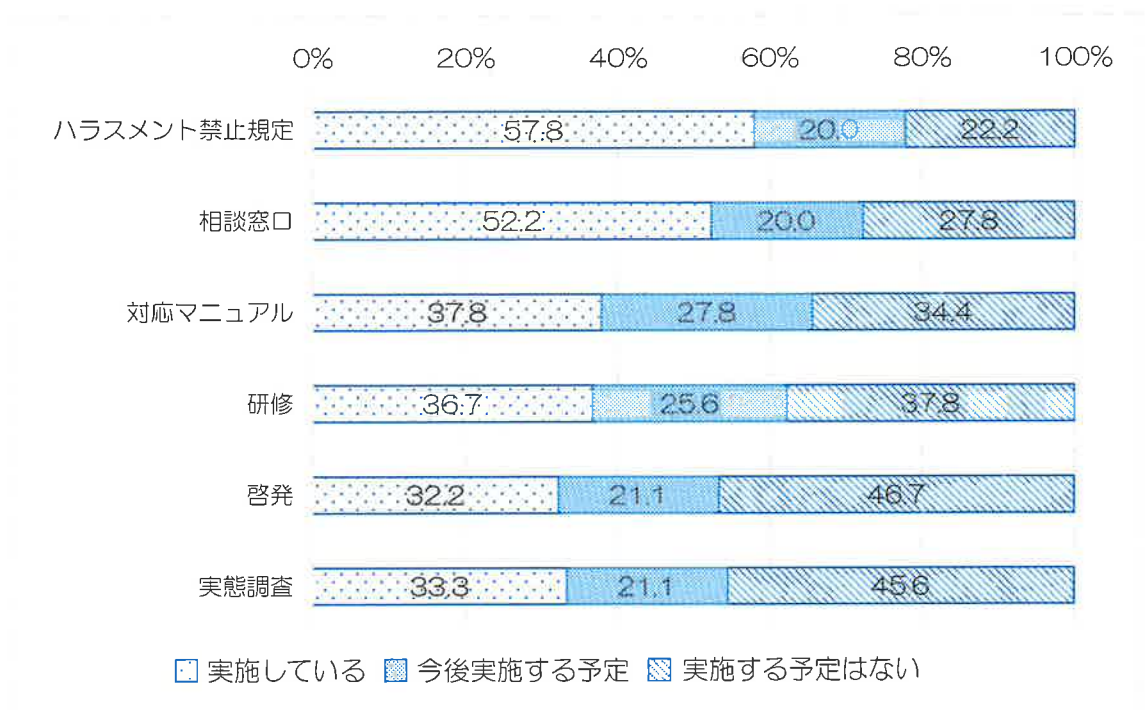
〔ハラスメントが問題になった割合〕



資料：事業所意識調査（比較）

【ハラスメント防止のための取組状況】

単位：％



資料：令和6年度事業所意識調査

【施策の方向】

① あらゆるハラスメントの防止対策の推進

事業番号	事業内容	担当課
76	ハラスメントの防止に向けた啓発に努めます。	地域づくり課
77	職場でのハラスメントの防止を促進するため、千葉労働局雇用均等室や男女共同参画センターなどの関係機関において実施されている相談窓口についての情報提供を行います。	商工観光課
78	パワハラ、メンタルヘルス、セクハラなど、市職員に対して、精神的・性的な人権意識（資質）向上を図るため、独自の研修プランや外部研修への参加などを推進します。	総務課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
76	ハラスメントは人権侵害であるという認識を促す情報提供	年1回以上	地域づくり課

（３）多様性への理解と人権尊重

【現状と課題】

人権は、性別や人種を超えて、誰にでも認められる権利であり、日本国憲法にも個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。しかし、現実には、性別や障がいの有無、国籍の違いなどで、人権が侵害されることがあります。男女共同参画社会の実現のためには、国籍や性別を問わず、相互理解のもと、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていくことが必要となります。

また、近年では、さまざまな性のあり方が認められるようになりましたが、いまだに性的少数者（※８）に対する偏見や差別が起きているのが現状です。この問題を当事者だけの問題として捉えるのではなく、すべての人がもつ「性的指向と性自認」という属性の問題として捉える SOGI（※９）の問題として捉え、性の多様性への理解を深めるとともに、異なる属性を認め合う取り組みが求められています。

※８ 性的少数者

性的少数者とは、LGBTQ（レズビアン：女性の同性愛者、ゲイ：男性の同性愛者、バイセクシュアル：両性愛者、トランスジェンダー：心の性別と体の性別が違う人、クエスチョニング・クィア：性的指向や性自認が明確でない人、定義づけたくない人、性別に違和感をもつ人の頭文字をとった言葉）や自分の性別を決めていない、男女どちらでもあると感じる人など、性のあり方が多数派と異なる人のことを表現する言葉で、性的マイノリティとも表現されることがある。

※９ SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）

SOGI とは、性的指向と性自認の頭文字をとった言葉で、「どのような性の人を好きになるのか」、「自分をどのような性だと認識しているのか」という、多数派も含むすべての人が持っている属性を指す。

【施策の方向】

① 人権尊重意識の啓発

事業番号	事業内容	担当課
79	人権擁護委員による人権相談の充実や法務局人権擁護課との連携を図ります。	地域づくり課
80	人権擁護委員と連携し、「人権擁護委員の日」、「人権週間」にあわせた啓発活動などを行い、あらゆる暴力が重大な人権侵害にあたることを周知します。	地域づくり課
81	小・中学校の道徳の授業において、自他の生命を尊重すること及び集団と社会との関わりについて、計画的に学んでいくほか、人権擁護委員と連携しながら、人権教育を推進します。	管理課 地域づくり課

② 多文化共生の推進

事業番号	事業内容	担当課
82	住民同士がルーツの違いに関わらず、お互いの文化を認め合いながら同じ地域の住民として生活できるよう、国際交流協会などの市民団体と連携して、多文化共生を推進します。	総務課 生涯学習課

③ 性の多様性に関する理解の推進

事業番号	事業内容	担当課
83	広報紙、ホームページ等、市が発信する情報について、差別的表現がないように点検します。	秘書広報課
84	性の多様性に関して、正しい理解を促進するための啓発、取組みを行います。	地域づくり課 管理課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
79	広報紙、ホームページ等を利用した人権相談に関する周知	年12回以上	地域づくり課
	人権擁護委員の研修への参加	年1回以上	地域づくり課
80	街頭人権啓発活動の実施	年2回以上	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆私たちが育った環境では、育児や家事は女性が、外で仕事をするのは男性がという風潮が強かったですが、近年の時代の変化により確実に男女平等などが進展しており、今後は男女平等、ジェンダーフリーという考え方がより一層一般化するものと思われます。しかし、そのためには自治体、学校、職場等において継続的な普及活動を行うとともに、DV・パワハラ等に対する厳しい社会の構築を進めることも必要であると考えます。差別のない明るい未来の到来を期待しています。【60 歳代男性】
- ◆求める社会のあり方は人それぞれなので完全に実現するのは難しく、これからもっと社会のあり方や、マイノリティのあり方も変わっていくと思います。それに対して、その都度その都度間違っているでもいいので色々な政策を打ち出してほしいです。社会がこんなに変わろうとしているのに、変える力を持つ側の人たちが変えようとしないとかちづくりは難しいと思います。また、今回のアンケートの実施は素敵だと思います。これからもっとこのような機会を増やして、市民の声を聞くだけでなく、それを形にしていってほしいです。【18～20 歳代 女性】



第3章

計画の推進



1 推進体制の充実

本計画を推進するためには、市職員をはじめ、市民、市民団体、企業などが計画に対する理解を深め、全市的な広がりをもって、あらゆる分野で取り組んでいく必要があります。

庁内においては、市職員の意識を高めるとともに、計画の実行に際しては横断的な取り組みが求められます。

「大網白里市男女共同参画審議会」において、幅広く意見や助言、協力等を求め、男女共同参画社会の形成に関する施策推進へ反映させていきます。

2 国・県等関係機関との連携

国・県等関係機関との連携を図り、相互協力して効果的な施策の展開を目指します。

また、近隣自治体、千葉県男女共同参画地域推進員（※10）と連携を図り、広域的に計画を推進します。

※10 千葉県男女共同参画地域推進員

千葉県男女共同参画地域推進員は、地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する市民を市が県に推薦し、県知事の委嘱を受けた者であり、地域において県や市とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしている。



3 指標一覧

基本 目標	事業 番号	指標名	指標	担当課
I	1	市民意識調査（男女平等に関する意識）において「平等になっている」と答える割合	増加 (令和 12 年度 までに 1 回)	地域づくり課
I	5	広報紙、ホームページ等を利用した男女共同参画についての啓発	年 1 回以上	地域づくり課
I	6	教職員研修（希望研修）への参加	年 1 回以上	管理課
I	7	職場体験学習の実施	年 1 回以上	管理課
I	9	家庭教育だよりの作成・配付	年 5 回以上	生涯学習課
I	11	市民を対象にした男女共同参画に関する講座・講演会の実施	年 1 回以上	地域づくり課
I	12	審議会等における女性委員の割合	40%	関係各課
I	15	課長相当職に占める女性の割合 （市職員）	10%	総務課
I	15	副課長相当職に占める女性の割合 （市職員）	30%	総務課
I	15	班長相当職に占める女性の割合 （市職員）	40%	総務課
I	16	女性職員の能力開発のための研修への参加人数	述べ年間 5 人以上	総務課
II	17	マタニティ教室にカップルで参加する割合	80%以上	健康増進課
II	21	男性の家事に関する啓発	年 1 回	地域づくり課
III	25	家族経営協定の新規締結数	5 件以上	農業振興課
III	26	女性の新規認定農業者	5 人以上	農業振興課
III	30	男性の育児休業等取得率（市職員）	85%	総務課
III	30	配偶者出産休暇取得率（市職員）	100%	総務課
III	33	待機児童の解消	0 人	子育て支援課
III	33	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	3 力所以上	子育て支援課
III	35	学童保育の受入学年	全学年	子育て支援課

基本 目標	事業 番号	指標名	指標	担当課
Ⅳ	43	女性消防団員	10人以上	安全対策課
Ⅳ	44	大網白里市防災会議における女性委員の数	4人	安全対策課
Ⅳ	47	広報紙、ホームページ等を利用した健診や相談の周知	年12回以上	健康増進課
Ⅳ	48	新生児または乳児家庭訪問の実施	90%以上	健康増進課
Ⅳ	50	乳がん検診の受診者数	2,500人以上	健康増進課
Ⅳ	50	子宮がん検診の受診者数	1,000人以上	健康増進課
Ⅴ	62	DVに関するチラシ等の配布による情報提供	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	62	広報紙、ホームページ等を利用したDV防止に関する周知	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	63	広報紙、ホームページ等を利用した児童虐待防止に関する周知	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	64	広報紙、ホームページ等を利用した高齢者・障がい者虐待防止に関する周知	年1回以上	高齢者支援課 社会福祉課
Ⅴ	66	乳幼児健診未受診者の状況把握	100%	健康増進課 管理課
Ⅴ	67	児童虐待防止に関する研修への参加	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	67	要保護児童対策地域協議会の開催	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	68	DVに関する研修への参加	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	69	高齢者・障がい者に対する虐待についての研修への参加	年1回以上	高齢者支援課 社会福祉課
Ⅴ	73	インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓発	年2回以上	管理課
Ⅴ	74	児童・生徒へのアンケートの実施	年1回以上	管理課
Ⅴ	76	ハラスメントは人権侵害であるという認識を促す情報提供	年1回以上	地域づくり課
Ⅴ	79	広報紙、ホームページ等を利用した人権相談に関する周知	年12回以上	地域づくり課
Ⅴ	79	人権擁護委員の研修への参加	年1回以上	地域づくり課
Ⅴ	80	街頭人権啓発活動の実施	年2回以上	地域づくり課